

鎌倉市

子ども・若者育成プラン(改訂版)

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。
昭和33年8月10日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。



市の木 ヤマザクラ



市の花 リンドウ

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 策定の経過	1
2 プランの位置づけ	1
3 プランの目的	2
4 プランの対象	3
5 プランの期間	3
第2章 子ども・若者を取り巻く状況	4
1 人口の動向	4
2 ニート、ひきこもり、不登校等の状況	5
3 鎌倉市成人のつどいアンケート結果	15
第3章 基本方針	20
1 施策の体系	20
2 重点目標	22
3 推進体制と進行管理	24
第4章 鎌倉市子ども・若者育成プラン関係事業一覧	25
第5章 資料編	37
1 鎌倉市青少年問題協議会条例	37
2 鎌倉市子ども・若者育成プラン関係委員名簿	39
3 鎌倉市青少年問題協議会／鎌倉市子ども・若者育成プラン推進・策定部会の経過	40
4 子ども・若者育成支援推進法の概要	42
5 「若年層の就労や社会参加の支援策に関する実態調査」概要	49

第1章 計画策定にあたって

1 策定の経過

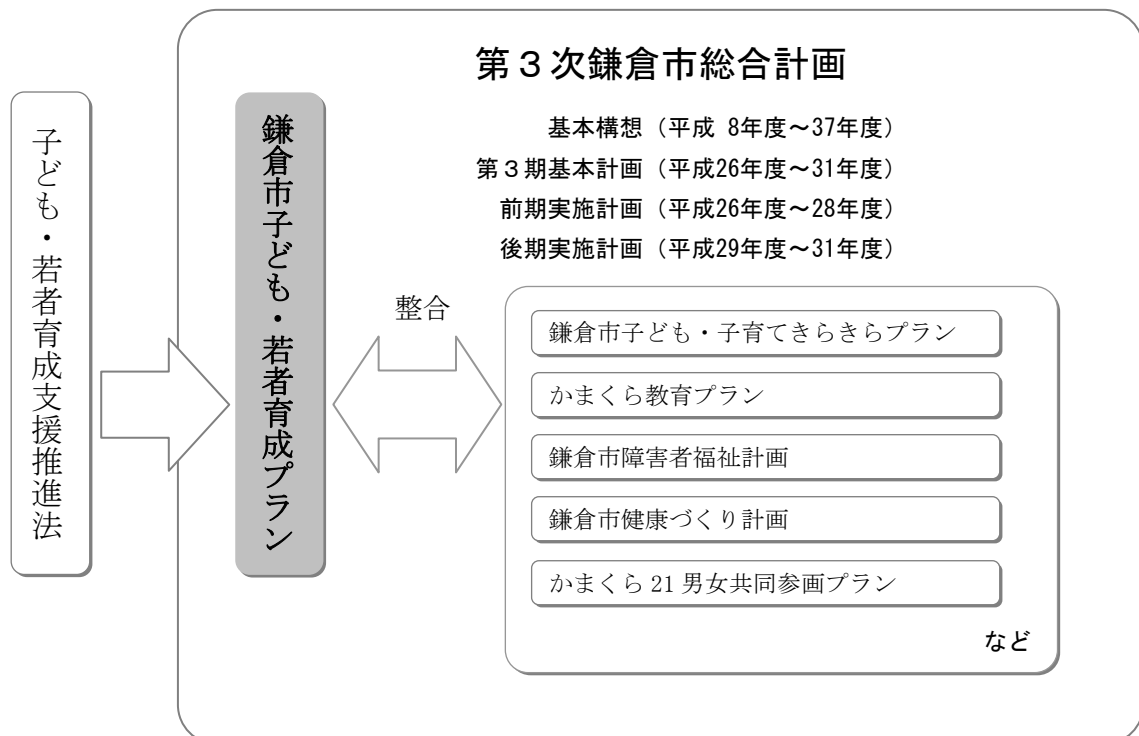
鎌倉市では、不登校やひきこもりなど困難に直面している子ども・若者への支援を中心に据えた「子ども・若者育成支援推進法」（平成22年4月1日施行）に基づき、市町村における推進計画として、公募による市民委員2名を含む学識経験者及び青少年関係団体や教育関係者からなる「子ども・若者育成プラン策定委員会」において議論を重ね、市民への意見公募（パブリックコメント）を経て、平成23年8月に「鎌倉市子ども・若者育成プラン」を策定しました。

このたび、本プランの計画期間である5年が経過することから、平成28年度以降の次期プランを策定するため、平成26年4月に設置した「鎌倉市子ども・若者育成プラン推進・策定部会」における議論をもとに、平成27年11月に「鎌倉市子ども・若者育成プラン改訂素案」を策定しました。

その後、市民への意見公募（パブリックコメント）やワークショップ等でいただいたご意見をとり入れつつプランの最終案を取りまとめ、平成28年3月に、子ども・若者育成プラン（改訂版）を策定いたしました。

2 プランの位置づけ

平成22年4月1日に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に規定される市町村が定める計画として、このプランを位置づけます。

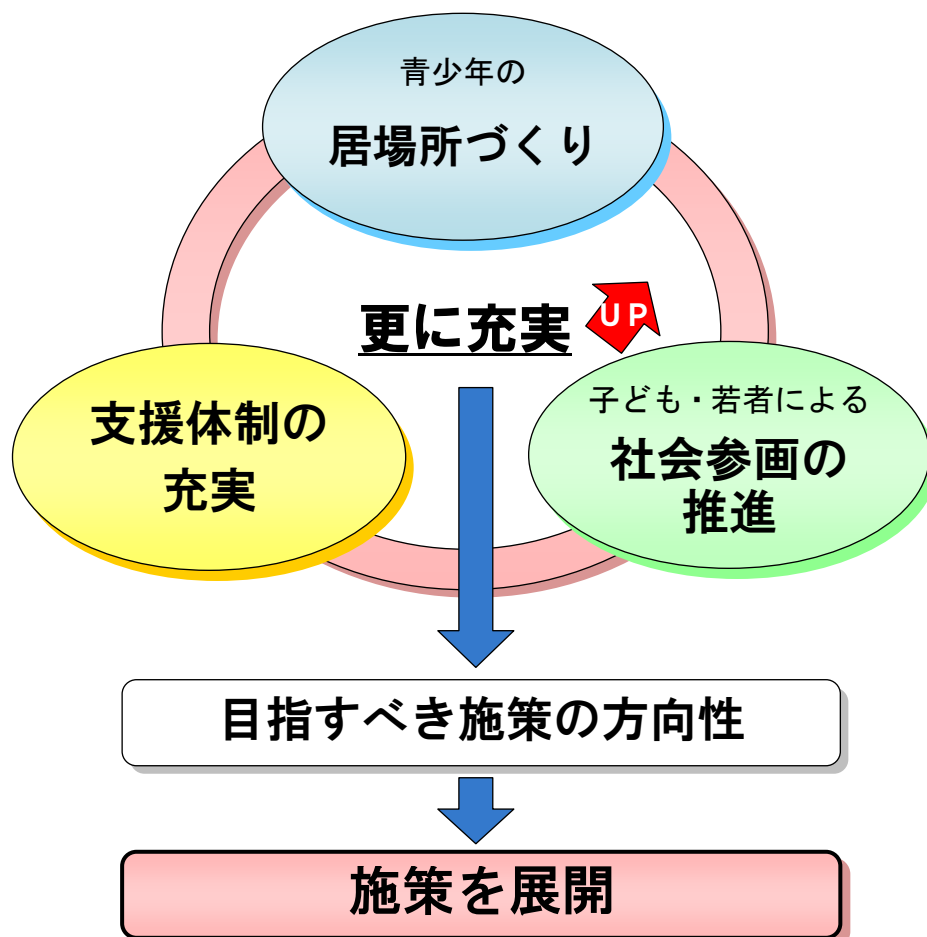


3 プランの目的

平成 23 年 8 月に策定した改訂前の「子ども・若者育成プラン」では、鎌倉市に居住し、生活する子ども・若者、いわゆる青少年の健全な育成と困難に直面している青少年に対する支援及び青少年が大人として自立するにあたっての良好な環境の整備を図ることを目的とし、4つの理念のもとに5つの目標を掲げ、それぞれの目標ごとの主要な取組みを進めるとともに、「青少年の居場所づくり」、困難に直面する子ども・若者を対象とした「支援体制の充実」、「子ども・若者による社会参画の推進」を特に重要な取組みとして位置付けてきました。

子ども・若者育成支援推進法では、子ども・若者の健全育成と非行防止のほか、子ども・若者一人ひとりの自立を促進するための総合的な育成支援を目指すため、就労における支援や社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援が位置付けられています。

改訂後のプランでは、改訂前プランの理念や目標は踏襲しながら、法の趣旨を踏まえ、改訂前のプランで掲げた特に重要な3つの取組みを更に充実していくこととし、施策を展開していきます。



4 プランの対象

鎌倉市に居住する0歳から30歳までの子ども・若者を対象としますが、就労支援に関しては30歳代を含むものとします。

本市においては、就学前の乳幼児については「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」において、また、小学校から中学校までの就学児童・生徒については「かまくら教育プラン」において、各種の支援施策が位置付けられていることから、本プランにおいては、特に中学校卒業後の子ども・若者に対する支援施策の充実を図っていくこととします。



5 プランの期間

プランの期間は策定後5年間を目途とします。

H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
					次期 プラン 実施
実施期間					
				次期プラン 策定作業	

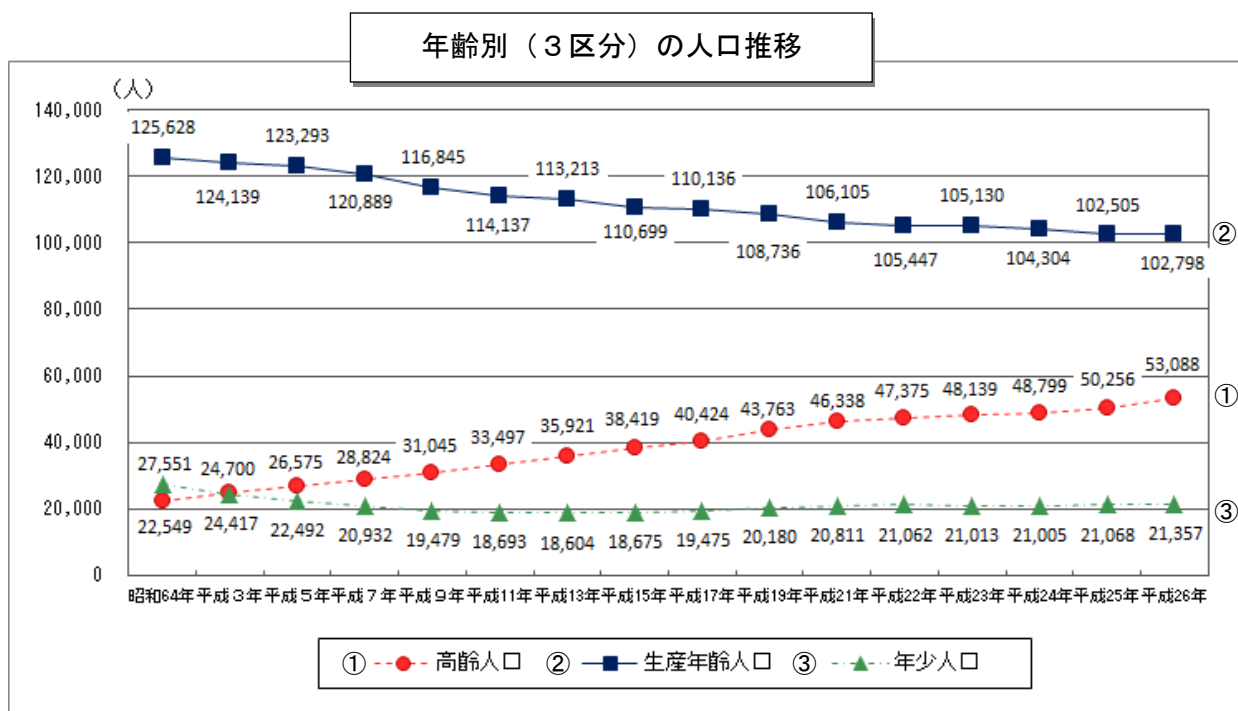
第2章 子ども・若者を取り巻く状況

1 人口の動向

本市では、最も多い部分を占める生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあり、高齢人口（65歳以上）は増加傾向にあります。

0歳から14歳までの年少人口は、平成4年に高齢人口を下回りました。近年は、21,000人前後で推移し、平成26年度には21,357人となっています。

また、平成26年度の15歳から29歳までの人口は20,923人で、30歳から39歳までの人口は20,114人となっています。（平成27年3月31日現在）



出典：鎌倉市「平成26年（2014年）版 鎌倉の統計」



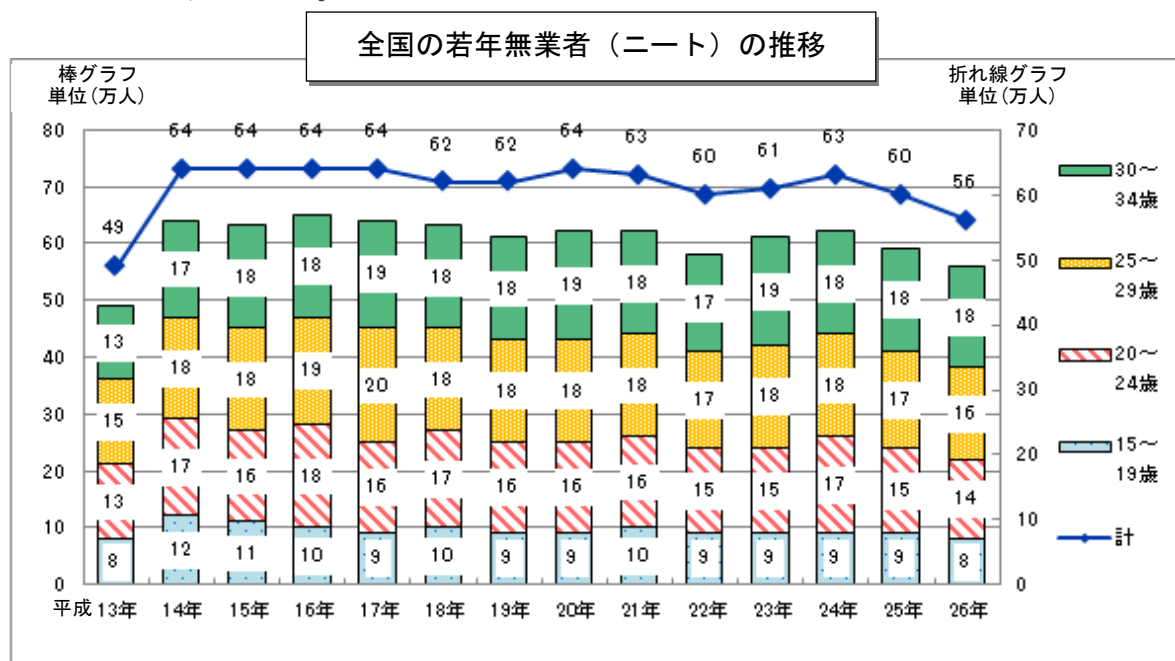
2 ニート、ひきこもり、不登校等の状況

(1) 若年無業者（ニート）

若年無業者とは、15～34歳までの若者のうち、職に就いておらず、また通学も家事も職探しもしていない人を指します。いわゆるニートとは、イギリスで雇用対策の対象として使われている言葉です。

全国の若年無業者数は、平成13年の49万人から平成14年は64万人へ急増して以来、平成25年までは、毎年60万人を超える状況で、対象人口に対する割合も毎年2%を超えています。平成26年は、若者の人口が減少していることもあり、前年に比べ4万人減少しました。

平成22年国勢調査によると、鎌倉市の若年無業者数は、対象人口の4.02%である416人でした。



○全国

単位：万人

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	計
平成13年	8	13	15	13	49
14年	12	17	18	17	64
15年	11	16	18	18	64
16年	10	18	19	18	64
17年	9	16	20	19	64
18年	10	17	18	18	62
19年	9	16	18	18	62
20年	9	16	18	19	64
21年	10	16	18	18	63
22年	9	15	17	17	60
23年	9	15	18	19	61
24年	9	17	18	18	63
25年	9	15	17	18	60
26年	8	14	16	18	56

出典：総務省「労働力調査」平成27年1月30日現在

(2) ひきこもり

■ひきこもりとは

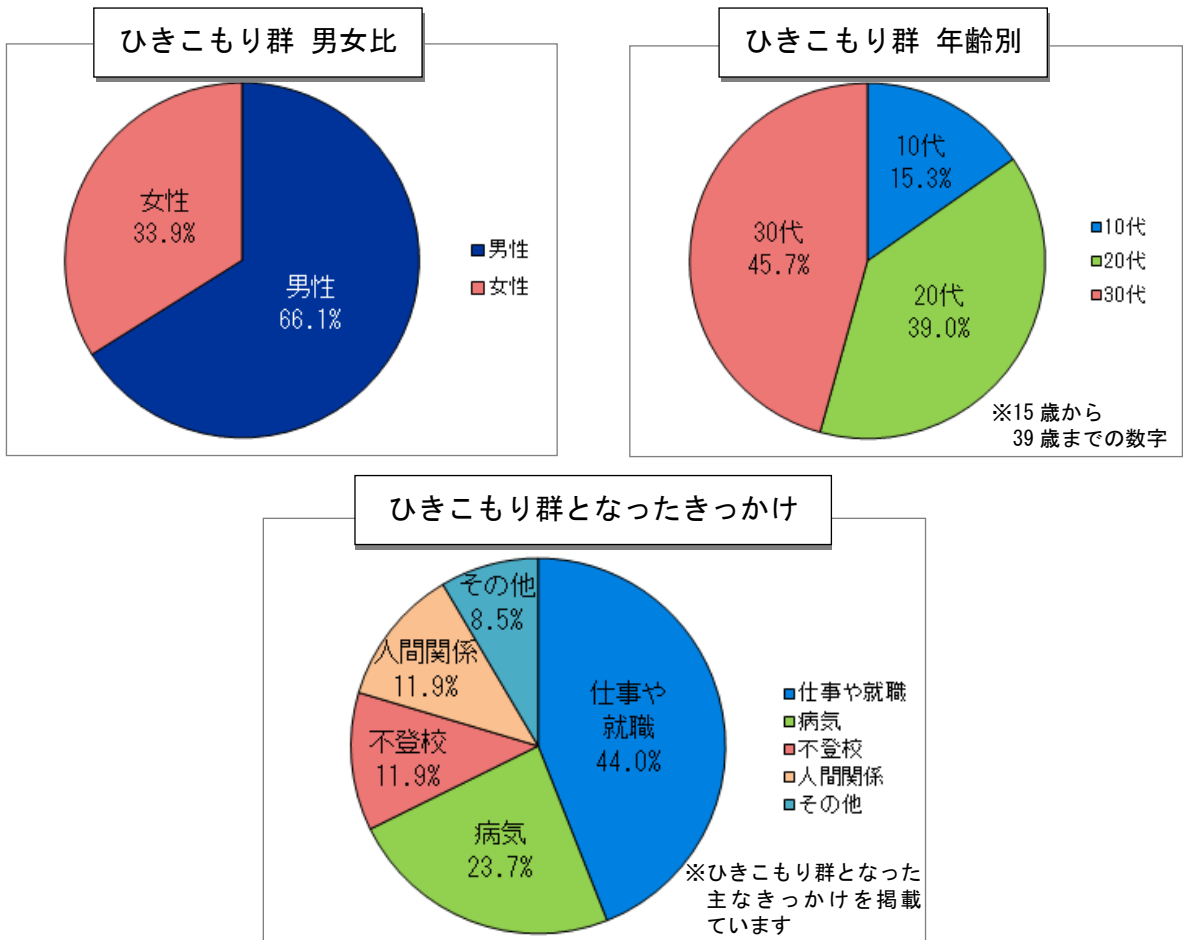
ひきこもりとは、厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」では、様々な要因の結果として社会参加を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象と定義しています。

また、厚生労働省関係調査(平成18年度厚生労働省科学研究「こころの健康についての疫学調査に関する研究」による推計)では、平成18年度でひきこもり状態にある子どものいる世帯数は、全国で約26万世帯と推計しています。

■内閣府「ひきこもりに関する実態調査」

一方、平成22年には内閣府による「ひきこもりに関する実態調査」が行われ、全国の15～39歳までのひきこもり群は約1.8%、70万人と推計しています。この割合から鎌倉市の対象年齢人口41,037人(平成27年3月31日)で推計すると約738人となります。

ひきこもり群は男性が66.1%を占め、年齢別では10代15.3%、20代39.0%、30代45.7%の割合です。現在の状態になったきっかけは、仕事や就職に関するものが44.0%と最も多く、次いで病気23.7%、不登校11.9%、人間関係がうまくいかなかった11.9%といった割合になっています。最後に卒業した(または在学中の)学校は、4年制大学・大学院が最も多く33.9%となっています。



出典：内閣府「ひきこもりに関する実態調査」

○全国

平成 22 年 2 月調査 15～39 歳 5,000 人対象 有効回収率 65.7%

区分	推計数	有効回収率に占める割合	
狭義のひきこもり	23.6 万人	0.60%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自室からほとんど出ない ・ 自室からは出るが、家からは出ない ・ ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
準ひきこもり	46.0 万人	1.19%	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する
合計(広義のひきこもり)	69.6 万人	1.79%	

ひきこもり親和群	155 万人	3.99%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家や自室に閉じこもっていて外に出ない人たちの気持ちがわかる ・ 自分も、家や自室に閉じこもりたいと思うことがある ・ 嫌な出来事があると、外に出たくなくなる ・ 理由があるなら家や自室に閉じこもるのも仕方がないと思う
----------	--------	-------	---

出典：内閣府「ひきこもりに関する実態調査」

■かながわ子ども・若者総合相談センター

かながわ子ども・若者総合相談センターは、子どもや若者（おおむね 30 代まで）が抱える様々な悩みについての一次相談窓口です。教育・福祉・警察等の職員の他に、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、キャリアカウンセラー等が相談を受けています。

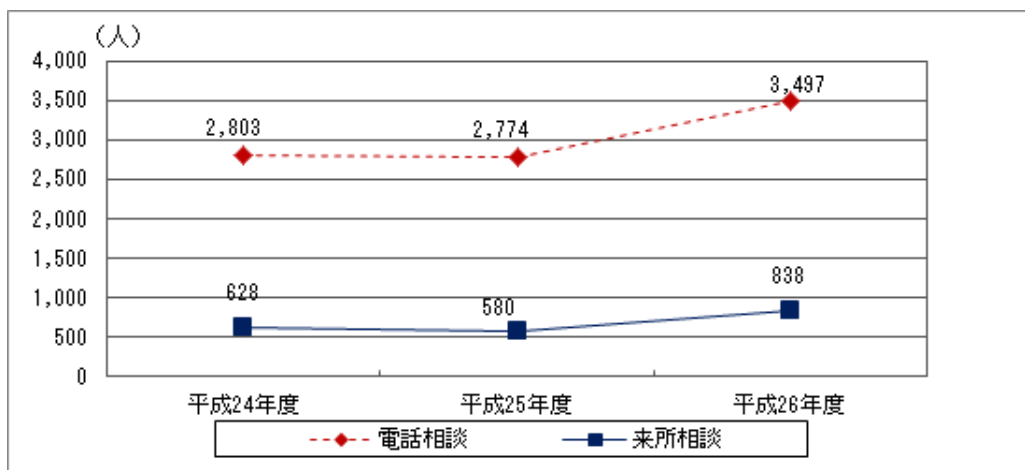
複数の課題を抱えたケースや困難事例については、県や市町村の専門機関などと連携し、対応しています。

■「かながわ子ども・若者総合相談センター」の相談実績について

○窓口での相談実績

単位：人

年度	電話相談	来所相談
平成 24 年度	2,803	628
平成 25 年度	2,774	580
平成 26 年度	3,497	838
合計	9,074	2,046



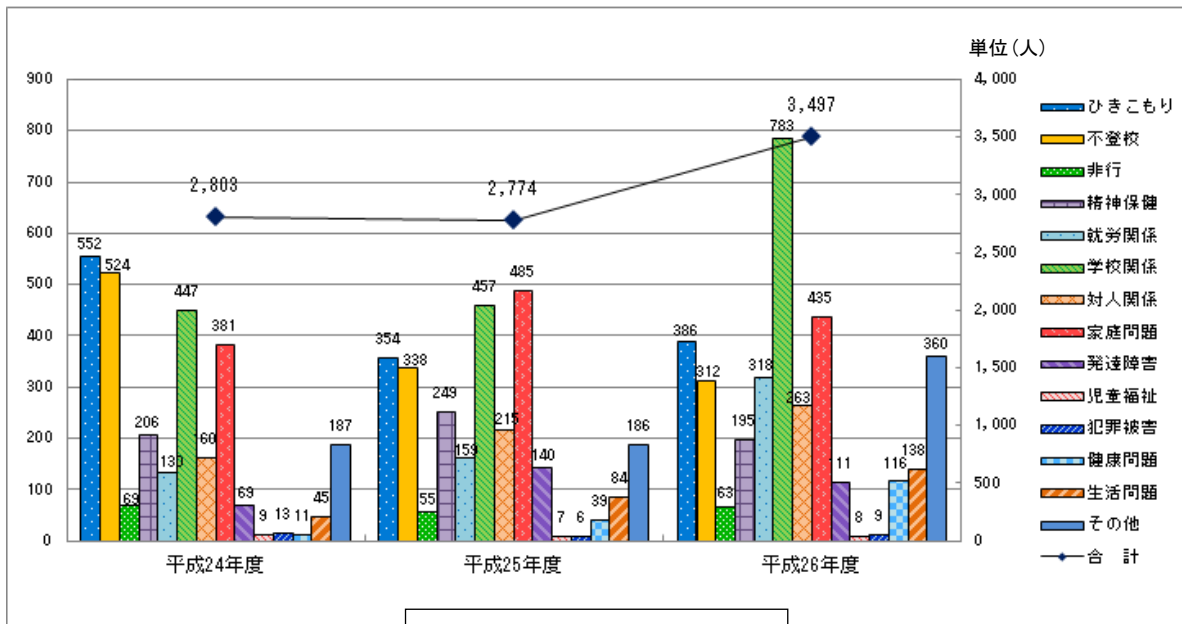
出典：かながわ子ども・若者総合相談センター

○形態別の状況

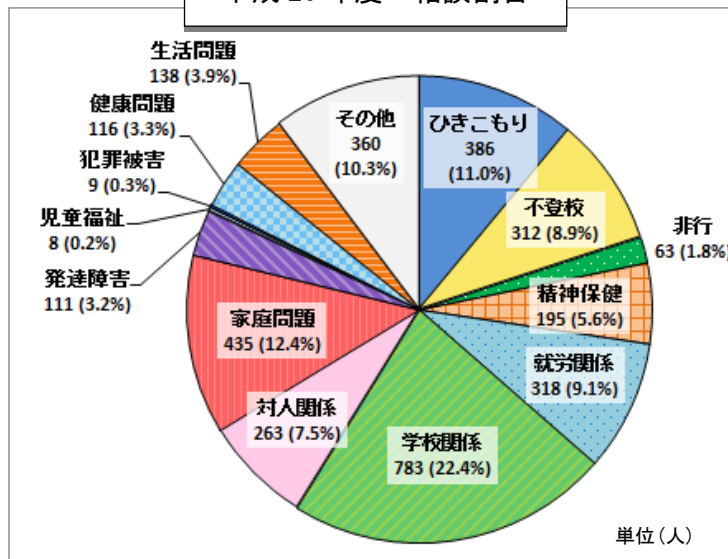
【電話相談】

単位：人

主 訴	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ひきこもり	552	354	386
不登校	524	338	312
非行	69	55	63
精神保健	206	249	195
就労関係	130	159	318
学校関係	447	457	783
対人関係	160	215	263
家庭問題	381	485	435
発達障害	69	140	111
児童福祉	9	7	8
犯罪被害	13	6	9
健康問題	11	39	116
生活問題	45	84	138
その他	187	186	360
合 計	2,803	2,774	3,497



平成 26 年度 相談割合

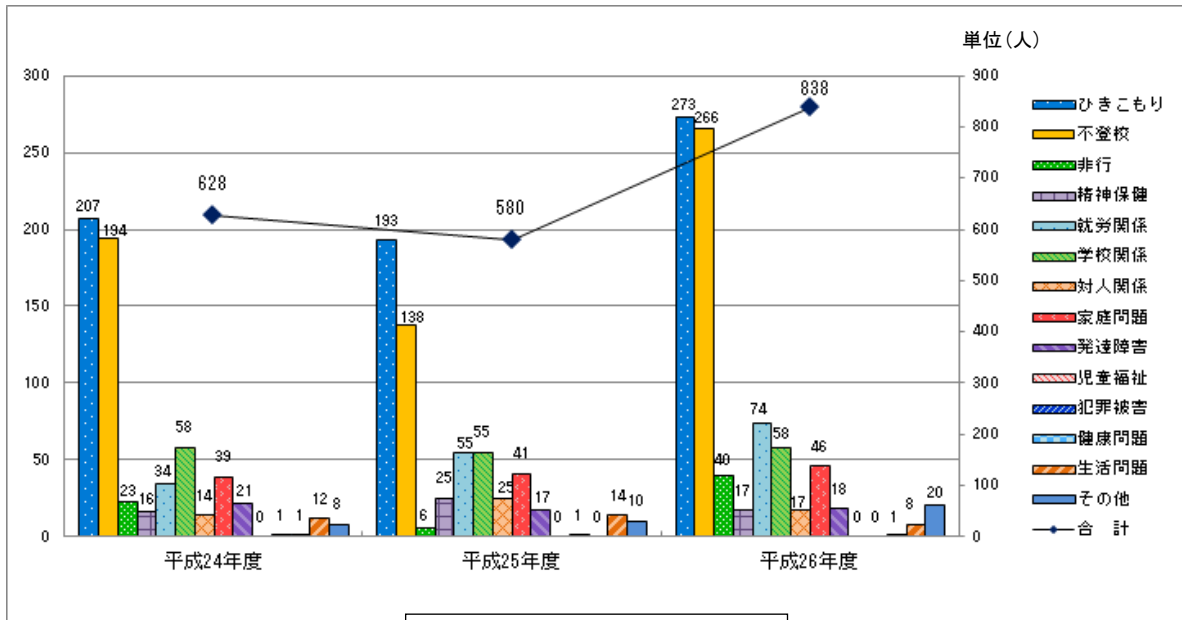


出典：かながわ子ども・若者総合相談センター

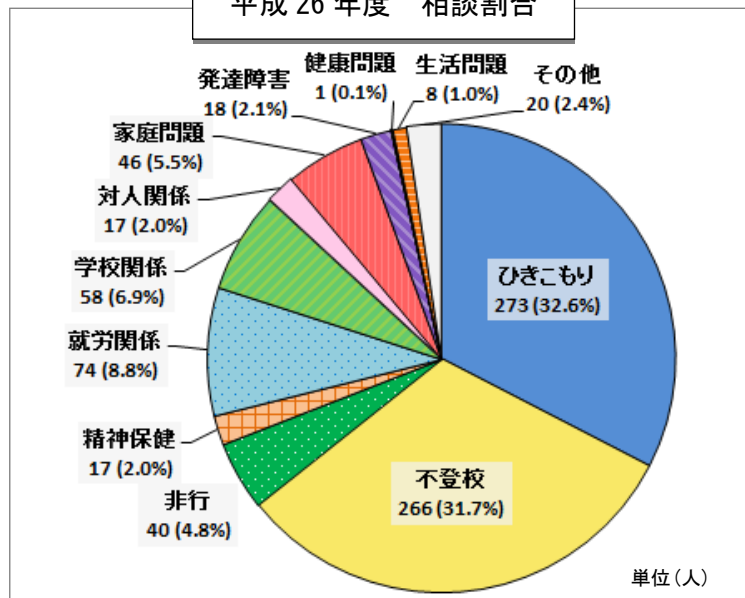
【来所相談】

単位：人

主 訴	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ひきこもり	207	193	273
不登校	194	138	266
非行	23	6	40
精神保健	16	25	17
就労関係	34	55	74
学校関係	58	55	58
対人関係	14	25	17
家庭問題	39	41	46
発達障害	21	17	18
児童福祉	0	0	0
犯罪被害	1	1	0
健康問題	1	0	1
生活問題	12	14	8
その他	8	10	20
合 計	628	580	838



平成 26 年度 相談割合



出典：かながわ子ども・若者総合相談センター

■湘南・横浜若者サポートステーション

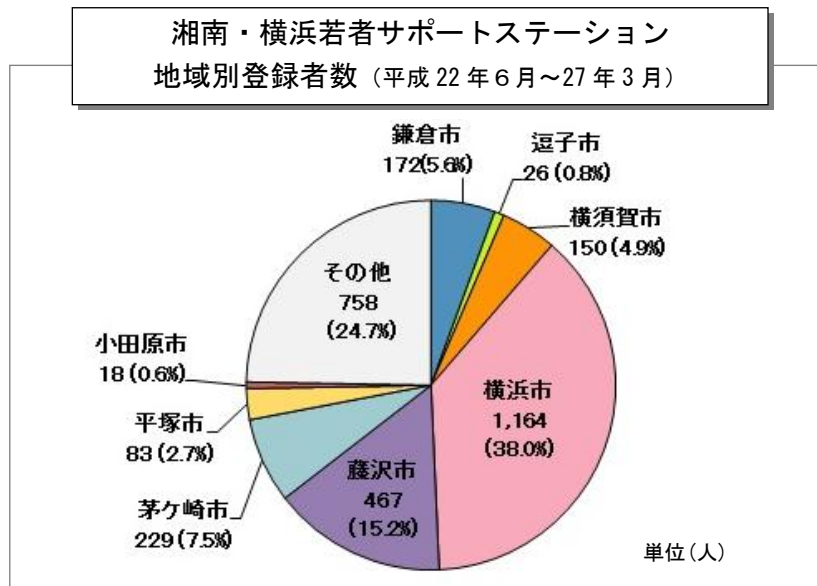
運営団体の株式会社K2インターナショナルジャパンは、生活から就労までを一貫して支援する「ユーストータルサポート」に取り組んでおり、「ネットワークの力で若者に活力を！」がスローガン。地域との連携を大切にしています。

湘南・横浜若者サポートステーションは、大船駅近くに平成22年6月に開所され、平成26年度末までの登録者数は3,067人、うち鎌倉市在住者が5.6%です。

相談の主な内容は、ひきこもりからの回復期における就労に向けた準備、働くうえでのつまずきや長期失業による自信喪失、障害や疾患により社会参加が困難なことによるものなどです。就労支援メニューには、大学中退や大学卒の若者が多く参加しており、知的能力は高くてもコミュニケーションが苦手なため、在学中から社会的に孤立した状態の人が多くいます。

「長いブランクがあり、働くことに不安がある」「履歴書の空白が説明できない」「仕事が長続きせず、何度も失敗してしまう」「人とのコミュニケーションが苦手な踏み出せない」など、働くことに不安をおぼえる若者ひとりひとりに対し、寄り添いながらサポートしています。

湘南・横浜若者サポートステーションは、自治体、専門機関、学校、企業等との連携を綿密に行っています。



出典：湘南・横浜若者サポートステーション



(3) 不登校

■不登校とは

不登校とは、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、年間に30日以上欠席した児童生徒のうち、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校したくないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」と定義されています。

■全国、神奈川県、鎌倉市の不登校の状況

全国の中学校における不登校生徒数出現率は、平成3年度1.04%から平成13年度2.81%まで徐々に上昇し、それ以降は緩やかに増減を繰り返し、平成26年度は2.76%となっています。

小学校から中学校まで学年が上がるほど不登校児童生徒数は多くなる傾向です。また、不登校となったきっかけと考えられる状況は、「不安など情緒的混乱」が最も多く、次いで「無気力」、「学業の不振」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」となっています。

鎌倉市の不登校生徒数出現率は、中学校では平成26年度3,447人に対して2.84%、前年度に比べて0.54ポイント（20人）増加しました。小学校では、平成26年度8,054人に対して0.37%で前年度より0.05ポイント（4人）増加しました。

不登校児童生徒数が増加したことについて、文部科学省が別途、都道府県教育委員会にアンケート調査を実施したところによると、「家庭の教育力の低下等により、基本的な生活習慣などが身に付かないことが不登校に結び付くケースが増えていること」「無気力で何となく登校しない児童が増えていること」などが多く挙げられました。

○小学校

※H22年度全国の数値は福島・宮城・岩手県を含まない。

鎌倉市（公立）				神奈川県（公立）			全国（国公立）			単位：人
年度	児童数	不登校児童数	率	児童数	不登校児童数	率	児童数	不登校児童数	率	
平成22年度	8,092	46	0.57%	474,156	2,265	0.48%	6,993,376	22,463	0.32%	
平成23年度	8,070	37	0.46%	469,542	2,170	0.46%	6,887,292	22,622	0.33%	
平成24年度	8,095	34	0.42%	463,403	1,927	0.42%	6,764,619	21,243	0.31%	
平成25年度	8,077	26	0.32%	459,278	2,179	0.47%	6,676,920	24,175	0.36%	
平成26年度	8,054	30	0.37%	456,741	2,443	0.53%	6,600,006	25,866	0.39%	

○中学校

鎌倉市（公立）				神奈川県（公立）			全国（国公立）			単位：人
年度	生徒数	不登校生徒数	率	生徒数	不登校生徒数	率	生徒数	不登校生徒数	率	
平成22年度	3,052	104	3.41%	203,132	7,837	3.86%	3,572,652	97,428	2.73%	
平成23年度	3,231	86	2.66%	207,684	7,407	3.57%	3,589,774	94,836	2.64%	
平成24年度	3,296	80	2.43%	209,568	6,902	3.29%	3,569,010	91,446	2.56%	
平成25年度	3,390	78	2.30%	210,880	6,819	3.23%	3,552,455	95,442	2.69%	
平成26年度	3,447	98	2.84%	210,296	6,920	3.29%	3,520,730	97,036	2.76%	

出典：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

■鎌倉市教育センターにおける相談状況

鎌倉市教育センターは、教育に関する調査研究及び研修、情報の収集、整理及び提供並びに相談及び指導等を行う教育機関です。

平成26年度の相談内容については、「不登校等」(不登校+登校しぶり)が相談件数1,404件で一番多くなっています。学齢等別の内訳を見ると、相談件数では小学生1,058件、中学生1,214件と中学生の件数が多くなっています。中学生の相談は、小学生の相談に比べると、不登校等の相談が多く、それらが継続的に行われているケースが多い状況と考えられます。相談の背景や支援の内容が、複雑化、多様化するケースが増加する中、相談機能の充実ときめ細かな相談支援ができるよう取り組んでいます。

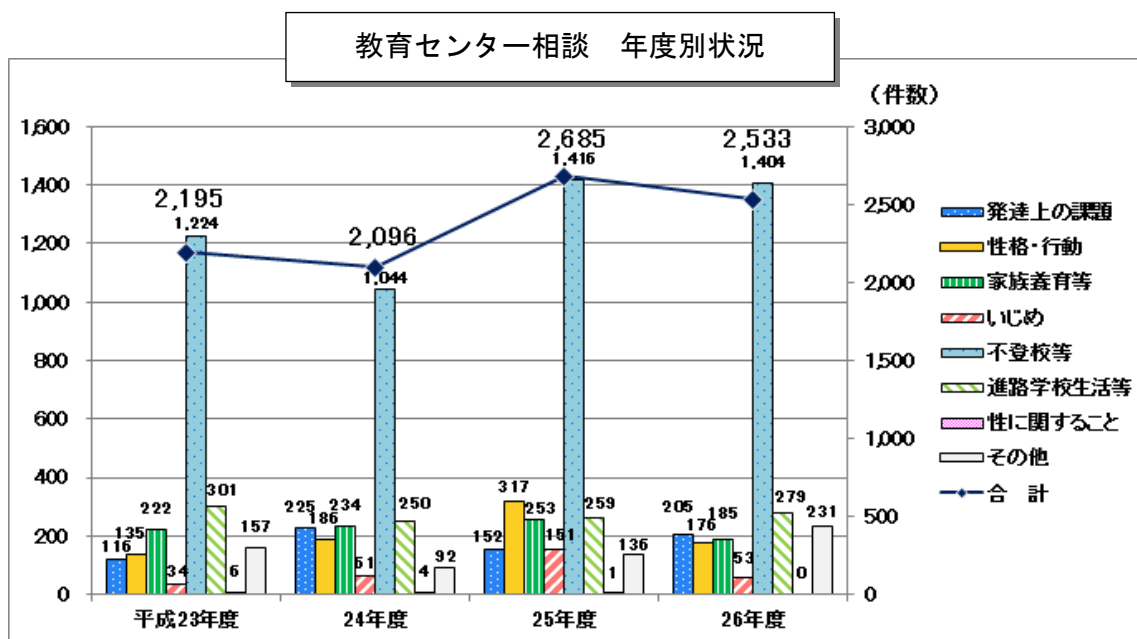
○内容別相談件数 年度別状況

相談内容 年度	発達上の 問題	性格・ 行動	家族 養育等	いじめ	不登校等	進路学校 生活等	性に関す ること	その他	合計
平成23年度	116	135	222	34	1,224	301	6	157	2,195
平成24年度	225	186	234	61	1,044	250	4	92	2,096
平成25年度	152	317	253	151	1,416	259	1	136	2,685
平成26年度	205	176	185	53	1,404	279	0	231	2,533

○平成26年度 学齢等別 相談内訳件数

相談内容 学齢等	発達上の 問題	性格・ 行動	家族 養育等	いじめ	不登校等	進路学校 生活等	性に関す ること	その他	合計
小学校	131	100	96	30	434	84	0	183	1,058
中学校	27	67	35	21	862	188	0	14	1,214
高等学校	26	1	44	1	58	3	0	18	151
その他	21	8	10	1	50	4	0	16	110
合計	205	176	185	53	1,404	279	0	231	2,533

出典：鎌倉市教育センター



出典：鎌倉市教育センター

(4) 高等学校中退・不登校

全国の高等学校中途退学者数は、過去 20 年間のうち、平成 8 年度の 112,150 人 2.5% をピークに、増減を繰り返しながらも減少を続け、平成 26 年度は 53,403 人 1.5% でした。

神奈川県内公立高等学校の状況は、全日制課程の中途退学率は平成 18 年度以降毎年減少傾向にあり平成 25 年度のみ増加し、平成 26 年度は 1,221 人 0.95% でした。一方定時制課程では、減少傾向ではあるものの毎年 10% 以上の退学率が続き、平成 26 年度は 1,172 人 12.63% となっています。

県内公立高等学校における不登校生徒数は増加傾向で、平成 26 年度は 3,676 人 2.68% と、前年度に比べて 383 人の増加、特に定時制課程においては 1.58% の増加となっています。

なお、鎌倉市の平成 26 年度高等学校等への進学率は 96.04% で、全日制へ 1,025 人 90.15%、定時制へ 18 人 1.67%、通信制へ 47 人 4.22% といった状況です。(鎌倉市立中学校 9 校のみ)

○神奈川県公立高等学校

中途退学者数

年 度	全日制		定時制	
	人数	率	人数	率
平成24年度	1,125	0.91%	1,109	11.86%
平成25年度	1,230	0.99%	1,067	11.46%
平成26年度	1,221	0.95%	1,172	12.63%

不登校生徒数

全日制		定時制	
人数	率	人数	率
2,173	1.76%	2,070	22.10%
1,758	1.41%	1,535	16.44%
2,003	1.56%	1,673	18.02%

出典：神奈川県「平成 26 年度 児童・生徒の問題行動等の調査結果」

(5) 学卒者の就職・離職状況

全国の平成 26 年 3 月新規学卒者の就職率は、中学校では前年と同じ 0.4% でした。高等学校と大学では、経済悪化の影響を受けて大きく就職率が低下した平成 22 年と比べて、それぞれ 1.7 ポイントと 9.0 ポイントの増となりましたが、いずれも平成 21 年を下回っています。

一方学卒者の就職後 3 年間の離職率を見てみると、平成 23 年採用者のうち中学校卒業者 64.9%、大学卒業者 32.3% と学歴が上がるほど離職率は下がっています。

	就職率 平成 26 年 3 月卒業者	就職後 3 年間の離職率 平成 23 年採用者
中学校卒業者	0.4%	64.9%
高等学校卒業者	17.5%	39.7%
大学卒業者	69.8%	32.3%

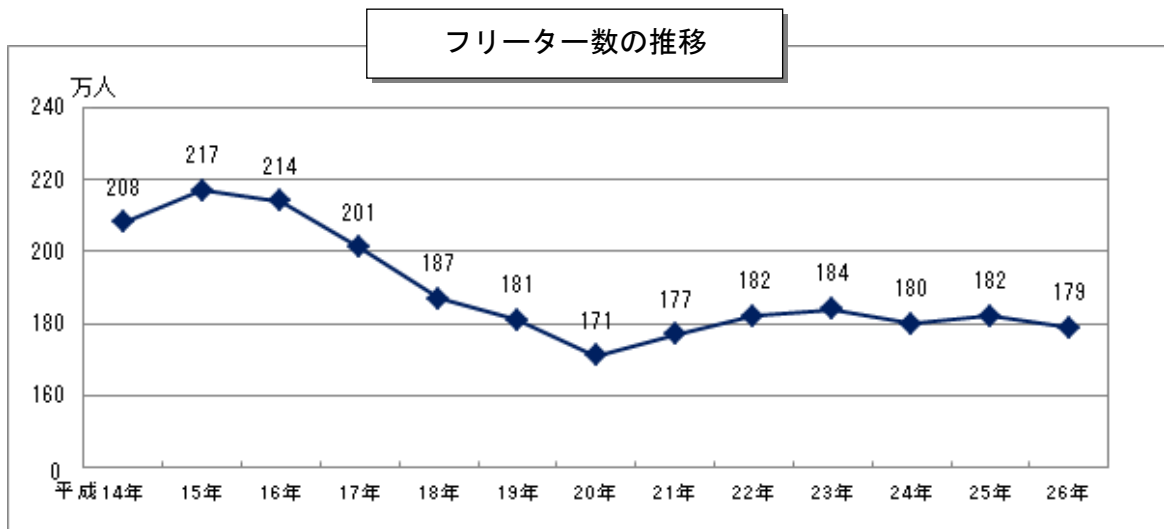
出典：内閣府「平成 27 年版子ども・若者白書」

(6) フリーター

フリーターとは、厚生労働省「労働経済白書」によると、15～34歳までの既卒者（女性は未婚の人）で、次のように定義される人を指します。

- ① 現在就業している人については、勤め先における呼称がアルバイトまたはパートである雇用者
- ② 現在無業の人については、家事も通学もしておらず、アルバイト・パートの仕事を希望する者

全国のフリーター数は、平成15年の217万人をピークに年々減少していましたが、平成20年秋のリーマンショック以降増加に転じ、平成24年以降ほぼ横ばいになっています。



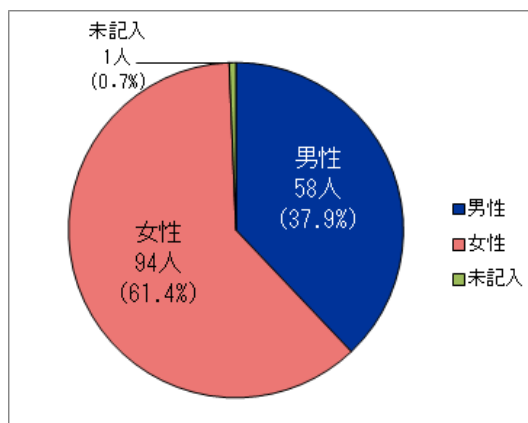
	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
フリーター数 (万人)	208	217	214	201	187	181	171	177	182	184	180	182	179
労働力人口に対する割合	6.1%	6.5%	6.5%	6.2%	5.9%	5.9%	5.7%	6.1%	6.4%	6.6%	6.6%	6.8%	6.8%

出典：総務省統計局「平成27年版 労働力調査（平成28年2月16日作成）」

3 鎌倉市成人のつどいアンケート結果

平成 27 年 1 月 12 日に開催された「成人のつどい」（参加者 1,060 人）の会場において、鎌倉市青少年指導員により対面式で参加者への意見聴取を実施しました。

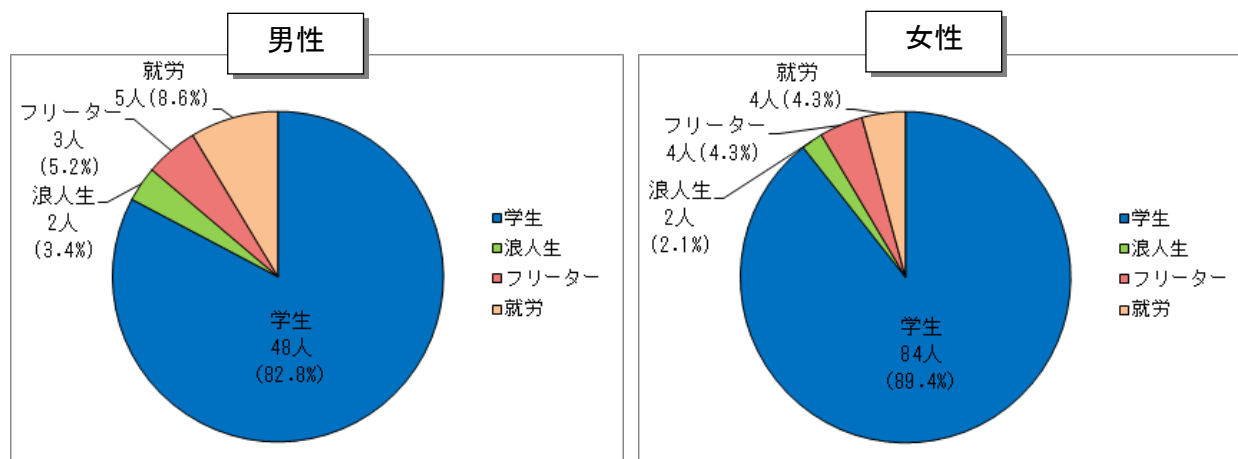
《回答者の性別》



性別	男性	女性	未記入	計
人数	58人	94人	1人	153人

※性別が未記入のものについては、集計から除外し、有効回答は152人としました。
* %は小数点以下第2位を四捨五入しているため、100%にならない場合もあります。

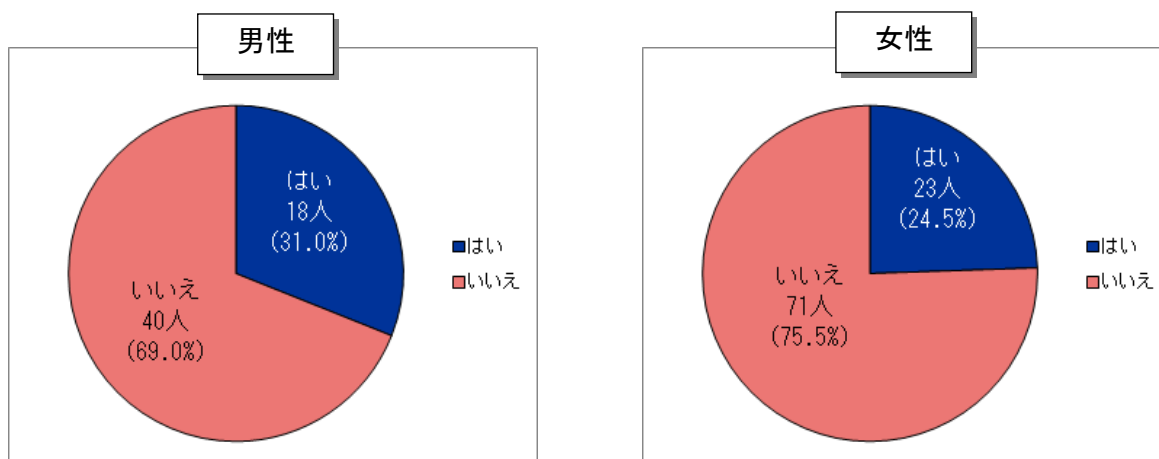
《回答者の所属》



所属/性別	学生	浪人生	フリーター	就労	計
男性	48人	2人	3人	5人	58人
女性	84人	2人	4人	4人	94人
計	132人	4人	7人	9人	152人
	86.8%	2.6%	4.6%	5.9%	100%*

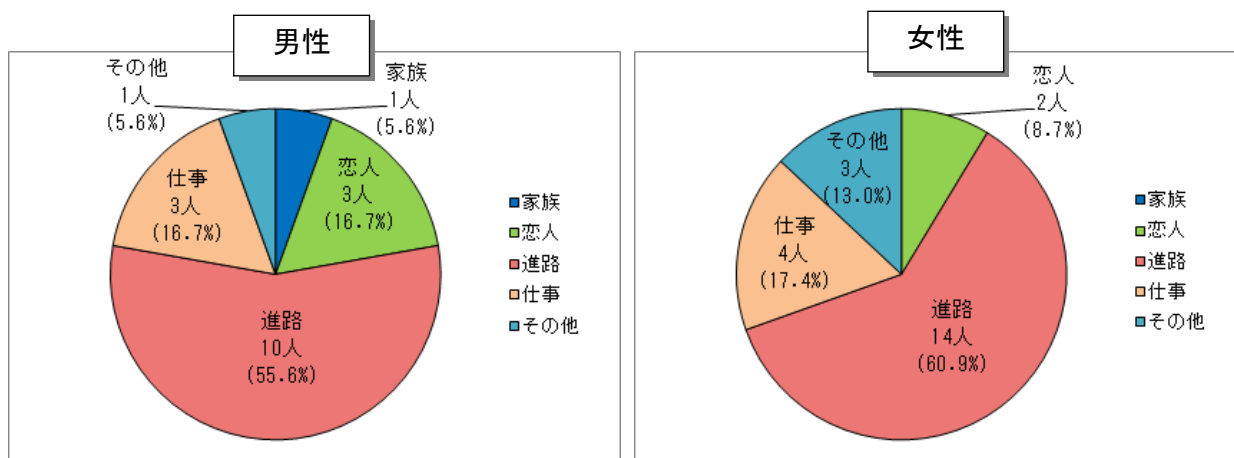
【質問項目】

《Q1》 悩みや困っていることはありますか。



	はい	いいえ	計
男性	18人	40人	58人
	31%	69%	100%
女性	23人	71人	94人
	24.5%	75.5%	100%
計	41人	111人	152人

⇒ 「はい」の内訳



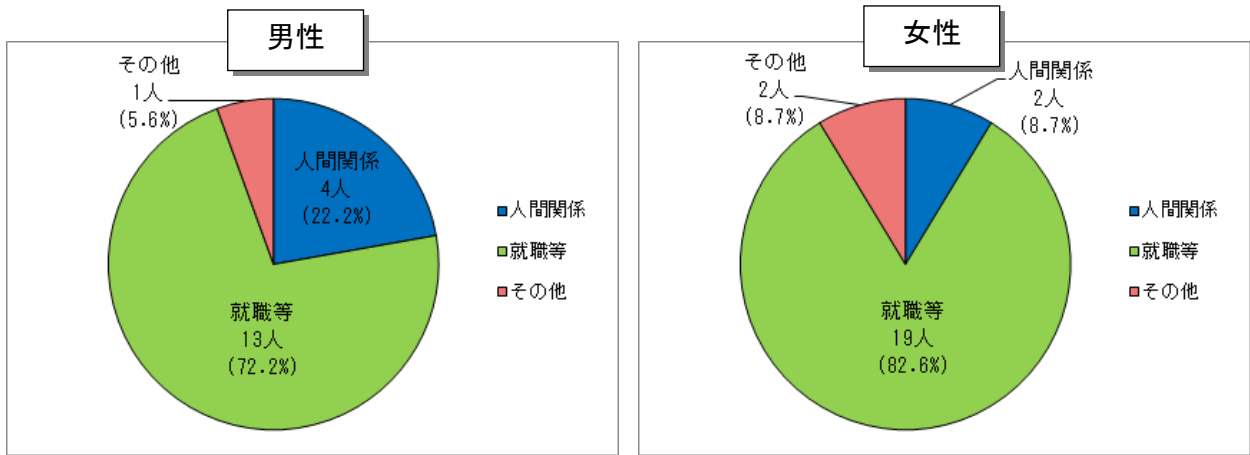
	友人	家族	恋人	進路	仕事	その他	計
男性	—	1人	3人	10人	3人	1人	18人
	—	5.6%	16.7%	55.6%	16.7%	5.6%	100%*
女性	—	—	2人	14人	4人	3人	23人
	—	—	8.7%	60.9%	17.4%	13%	100%
計	—	1人	5人	24人	7人	4人	41人

※男女とも「進路」、「仕事」が上位を占めている。

※悩みや困っている要因として「友人」との回答は男女ともなかった。

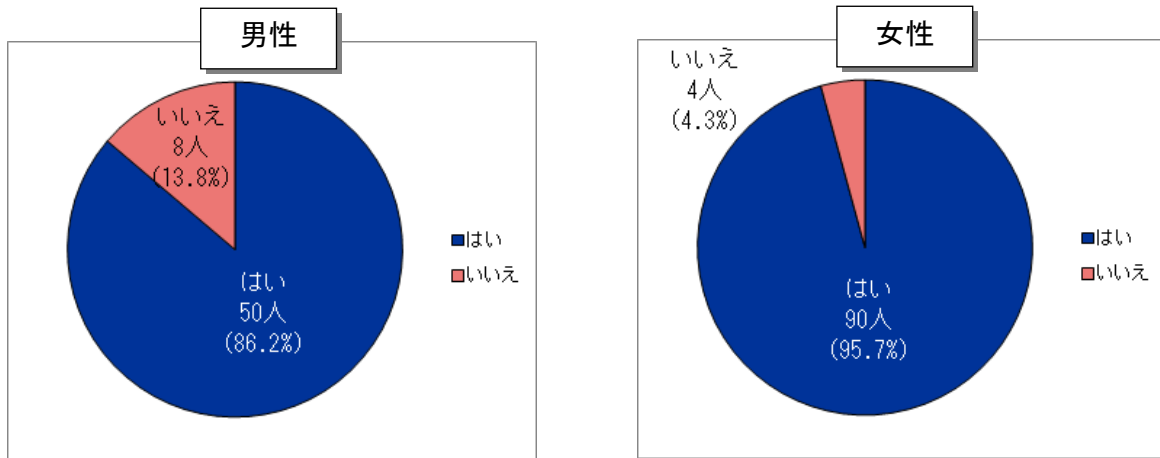
※その他は「金欠」(男1人)「勉強」(女1人)、「未記入」(女2人)。

⇒悩みや困っていることの属性



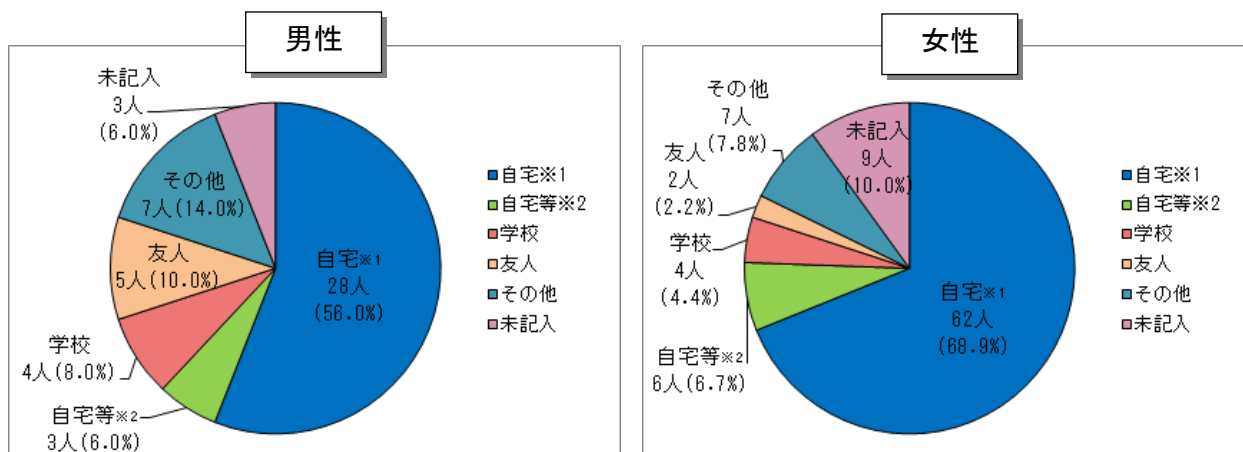
	人間関係	就職等	その他	計
男性	4 人	13 人	1 人	18 人
女性	2 人	19 人	2 人	23 人
計	6 人 14.6%	32 人 78%	3 人 7.3%	41 人 100%*

《Q2》 居心地のいい場所がありますか。



	はい	いいえ	計
男性	50 人 86.2%	8 人 13.8%	58 人 100%
女性	90 人 95.7%	4 人 4.3%	94 人 100%
計	140 人	12 人	152 人

⇒ 「はい」の内訳



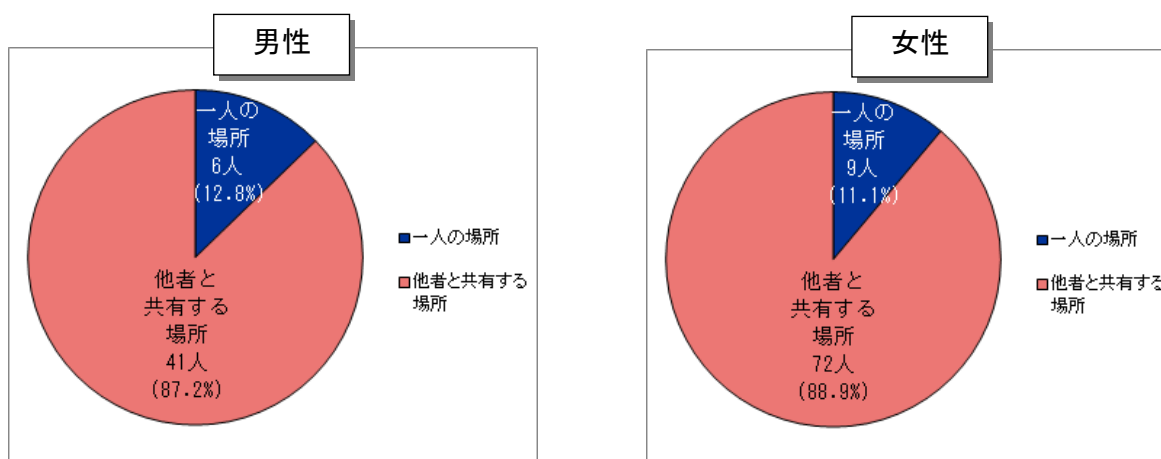
	自宅※1	自宅等※2	学校	友人	その他	未記入	計
男性	28人	3人	4人	5人	7人	3人	50人
	56%	6%	8%	10%	14%	6%	100%
女性	62人	6人	4人	2人	7人	9人	90人
	68.9%	6.7%	4.4%	2.2%	7.8%	10%	100%
計	90人	9人	8人	7人	14人	12人	140人

※1 自宅（男23人、女56人）、自室（男4人、女5人）、ベッド（男女とも各1人）
 ※2 自宅等は、自宅を含め学校やサークル等と複数の場所を回答した人数

⇒ 「その他」の内容

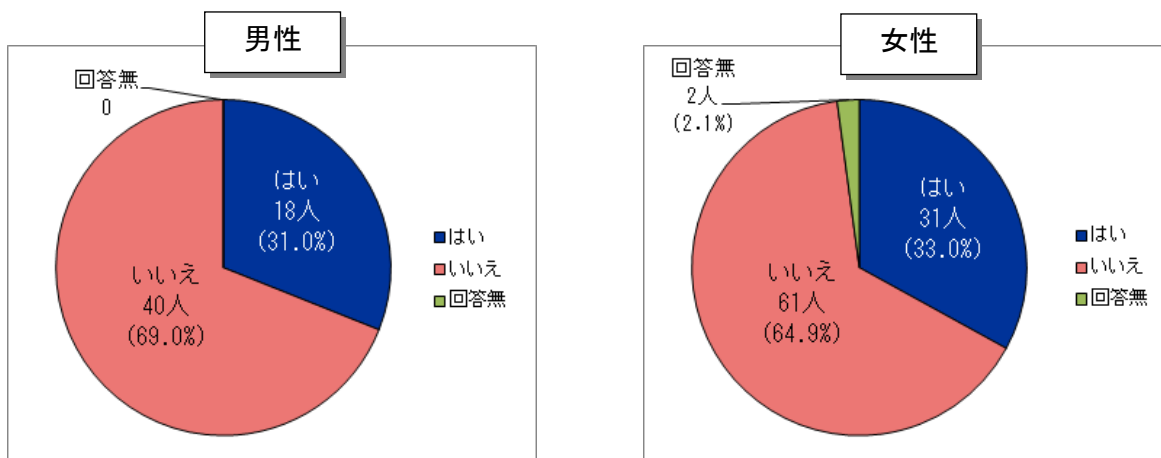
	「その他」の内容
男性	地元3人、海2人、サークル1人、自分のいる場所1人
女性	友人の家2人、一人でいるとき2人、トイレ1人、本屋1人、大学の図書館1人

⇒ 居心地のいい場所の属性



	一人の場所	他者と共有する場所	計
男性	6人	41人	47人
女性	9人	72人	81人
計	15人	113人	128人
	11.7%	88.3%	100%

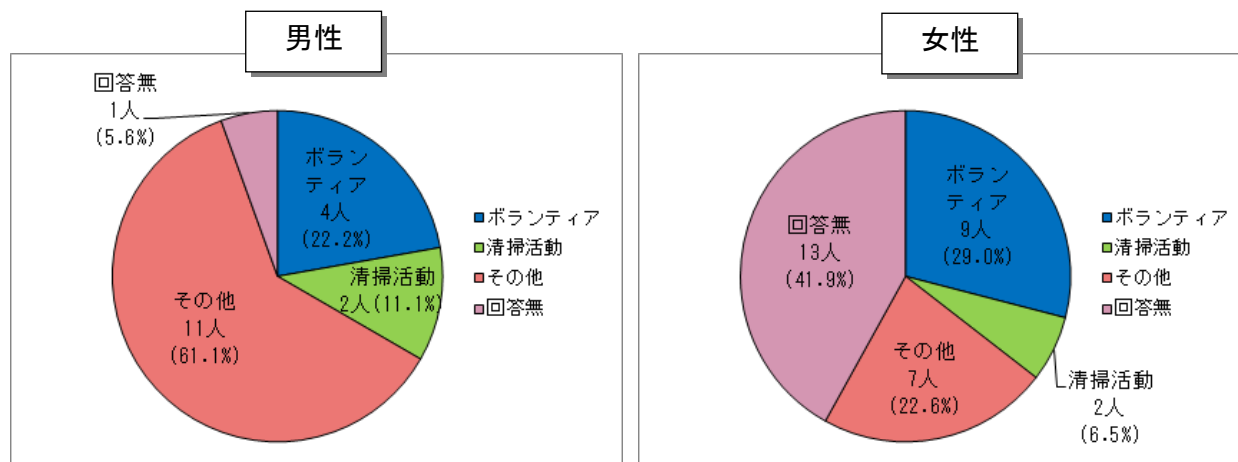
《Q3》 地元のために何かやってみたいですか。



	はい	いいえ	回答無	計
男性	18人	40人	—	58人
	31%	69%	—	100%
女性	31人	61人	2人	94人
	33%	64.9%	2.1%	100%
計	49人	101人	2人	152人

※地元のために何かやりたいとの回答が約3割となっている。

⇒「はい」の内訳



	ボランティア	清掃活動	その他	回答無	計
男性	4人	2人	11人	1人	18人
	22.2%	11.1%	61.1%	5.6%	100%
女性	9人	2人	7人	13人	31人
	29%	6.5%	22.6%	41.9%	100%
計	13人	4人	18人	14人	49人

※ボランティア活動と漠然としており、どうやって参加すればよいか分からないという意見が複数あった。

⇒「その他」の内容

	「その他」の内容
男性	ごみ問題、おまつり、イベント、サッカーチーム、中学校の先生、地元でライブ、選挙に出る、サプライズイベント
女性	おまつり、地域医療、教育関係、医療関係、小学校の先生、みこし保存会

第3章 基本方針

1 施策の体系

理 念

歴史と文化のまち、鎌倉に住むわたしたちは、

毎日の生活の中で、自然と人とふれあい、出会い・喜び・感動を体験し、思いやりと正義を学びます。

夢・希望・誇りを持ち、安心して暮らすことができる自立と共生の社会を実現します。

子ども・若者は、

親や教師・地域の大人に習い、また、仲間を大切にします。

自分の課題や役割に取り組み、失敗を恐れず目標に挑戦します。

鎌倉の歴史と自然に学び、これからの鎌倉の担い手となります。

大人は、

市民としての、親としての責任を自覚し、子ども・若者の手本となります。

地域とのつながりを大切にして、鎌倉のまちづくりと子ども・若者の育成に努めます。

行政は、

家庭・学校・地域と連携して、子ども・若者を健全に育成する環境を整えます。

目 標

目標 1

感動体験を通じて、豊かな人間性を育てよう

目標 2

人と人とのつながりの中で、社会の担い手となるための社会性と主体性を育てよう

目標 3

鎌倉の自然・歴史・文化とかわりながら、鎌倉を愛する心を育てよう

目標 4

子どもと共に、大人も成長しよう

目標 5

気軽に相談でき、支援を受けられ、安全安心に暮らせるまちにしよう

主要な取組

参照ページ

1-1 自然とのふれあいを通じた豊かな人間性の育成

里山での遊びなど、自然とのふれあいを通じて豊かな人間性を育成します。

1-2 体験学習等様々な学習を通じた豊かな人間性や創造性の育成

職場体験・福祉体験など、様々な学習体験を通じ豊かな人間性や創造性を育成します。

1-3 学習環境の整備による子ども・若者の育成

少人数学級の編成や設備面の充実などにより、子ども・若者の育成を図ります。

1-4 講座・イベント・キャンペーン等による育成事業の推進

中学生人権作文コンテストなどのイベント等により、子ども・若者の育成を図ります。

P25
～
27

2-1 子ども・若者の育成につながる子育て支援策の充実

子育て親子講座など、子ども・若者の健全な育成へつながっていく子育て支援策を充実させます。

2-2 地域との連携による子ども・若者の育成

青少年指導員等地域で活動する方たちとの連携により、子ども・若者の健全な育成を進めます。

2-3 環境教育の推進

ごみの抑制及び減量化・資源化の大切さを伝えるため環境教育を推進します。

2-4 青少年育成団体への支援と連携

子ども・若者の育成のため、青少年指導員連絡協議会等への支援や連携を行います。

2-5 世代間交流の推進

違う年代の子ども・若者同士の交流や、高齢者など他の世代との交流を推進します。

2-6 思春期対策の充実

思春期にある子ども・若者を理解するための研修会等の充実を図ります。

2-7 青少年の居場所作りの検討

青少年会館をはじめとした公的施設での青少年の居場所づくりを検討します。

P28
～
30

3-1 鎌倉での様々な体験による郷土愛の育成

スポーツ体験など様々な体験により、鎌倉に対する郷土愛を育成します。

3-2 鎌倉の歴史・文化を学習することによる郷土愛の育成

郷土の歴史・文化を学習する様々な機会により、鎌倉に対する郷土愛を育成します。

P31

4-1 児童虐待防止のための施策の推進

児童虐待が起こらないようにする環境の整備など、児童虐待防止のための施策を推進します。

4-2 大人の教育力や大人自身を成長させるための施策の推進

青少年育成団体等と連携し、大人の教育力や大人自身を成長させるための施策を推進します。

P32

5-1 相談体制の充実

すでに実施している様々な相談体制の充実を図ります。

5-2 支援体制の充実

すでに実施している様々な支援体制の充実を図ります。

5-3 安全安心対策の充実

すでに実施している防犯活動等の安全安心対策の充実を図ります。

5-4 健全育成の環境整備

青少年育成街頭指導など、子ども・若者に対する非行防止対策により健全育成の環境整備を行います。

5-5 基本的人権の尊重

子ども・若者の育成において、基本的人権の尊重を徹底します。

5-6 公園等の基本的な生活環境の整備

学習施設や普段利用する公園や道路など基本的な生活環境の整備に努めます。

P33
～
36

2 重点目標

本プランでは、子ども・若者の育成を支援するため、5つの目標ごとに主要な取組みを位置づけており、これらの施策については今後も継続して取り組んで行くとともに、「青少年の居場所づくり」、困難に直面する子ども・若者を対象とした「支援体制の充実」、子ども・若者による「社会参画の推進」を特に重要な3つの重点目標として位置付け、積極的に取り組みます。

重点目標① 青少年の居場所づくり

施策の方向性

自立困難な若者に対して、自己肯定感*の持てる居場所づくりをめざします

青少年にとって、家庭は安心感を得られる一番の居場所ですが、家族以外の人と人間関係をつくり、家庭以外に仲間と過ごせる場所をもつことは、自我が発達していく上で大切なことです。

学校や地域活動等の中で、自分の居場所を見つけることができる青少年がいる一方、家庭や学校、地域のどこにも社会参画できる場所を見いだせない青少年もいます。

◎施策の展開

- 地域の中に青少年の誰もが気軽に立ち寄ることができ、仲間とおしゃべりをしたり、遊んだり、楽しい時間を過ごせる場所の提供を図ります。
- 既存の公共施設や地域の公会堂等が青少年の居場所となり得るよう検討します。

P30 2-7-1 ★若者たちが育ち合う場の創設

- 本が好きで、一人になりたいという人の居場所としての図書館の利用や、社会体験を通して豊かな人間性が育つように、図書館でのイベント等への参加について周知します。

P26 1-4-5 中学生・高校生向けイベントの充実

- 先進都市での事例等を参考に、既存の青少年会館の講座内容や利用方法を工夫し、施設を利用する地域の高齢者との連携も視野に入れつつ、青少年会館が青少年にとって居場所になり得る取り組みを進めます。

※自己肯定感：自己自身の存在に対する認識として、自らの身体的な特徴や能力、性格などについて肯定的に考えたり、感じたりする感情のこと。

重点目標② 支援体制の充実

(困難に直面している子ども・若者が対象)

施策の方向性

障害、不登校、ひきこもり、ニートなど様々な困難に直面している子ども・若者に対する支援体制を充実します。

困難に直面している子ども・若者にとって、人と人とを繋げる担い手が必要であり、その担い手は、青少年関係団体や地域の人たちです。

学習支援の場や就労体験ができる場を増やし、子ども・若者たちを地元の事業者等へつなげる支援体制が必要です。

◎施策の展開

- 地域の人々や特定非営利活動法人、青少年団体等と連携して支援の担い手を育成し、ひきこもり、不登校の子どもなどを支援する地域の人々をつなぐネットワークの構築を進めます。

P34 5-2-6 いじめや不登校対策の充実（居場所の確保も含む）

- 中学校や高等学校との情報を共有するための関係づくりや体制づくりを進め、子ども・若者のニーズの把握に努めます。
- スクールソーシャルワーカー等と連携し、不登校ぎみの子どもが、学校以外で学習ができるような体制づくりを進めます。
- 困難に直面している若者に対する地域の理解を広め、就労等への支援者を増やすためのセミナー等を開催します。
- 困難に直面している子ども・若者が社会に受け入れられ、社会の一員になることができるための支援対策を行っている関係課や関係機関との連携を図ります。

P34 5-2-12 ★サポート機関との連携の充実

- 困難に直面している若者やその保護者について、各種の相談機関や地域の若者支援機関等と連携し支援を行うなど、支援のネットワークを広げます。

重点目標③ 子ども・若者による社会参画の推進

施策の方向性

子ども・若者が、豊かな人間性と社会性を持った大人へと成長するための社会参画を推進します。

子ども・若者が、ボランティア体験や、地域の活動への参加、職業体験などを通して、実際に社会の仕組みやあり方に触れることは、将来社会の一員となるための大きな糧となります。

地域の中で、何かやってみたいという子ども・若者に対して、社会参画するための場の提供を進めます。

◎施策の展開

- フェスティバル等の活動の企画・運営を通じて、中学生や高校生の発表の機会を増やすよう検討します。
- 特定非営利活動法人鎌倉市市民活動センター運営会議と連携して、子ども・若者がボランティア活動ができるような体制を検討します。

P28 2-2-3 ★ボランティア活動等地域での社会参加活動の推進

- 中学生や高校生のインターンシップ等のニーズを収集し、地域が受け皿となるよう努めます。

P29 2-2-7 ★青少年が体験的に地域の社会活動に参加できる機会の提供

これらの重点目標に取り組んでいくために、更に各部署との連携の強化、情報の発信や情報共有のための地域の広報紙やSNS^{*}の活用、意見交換の場の設定などに取り組みます。

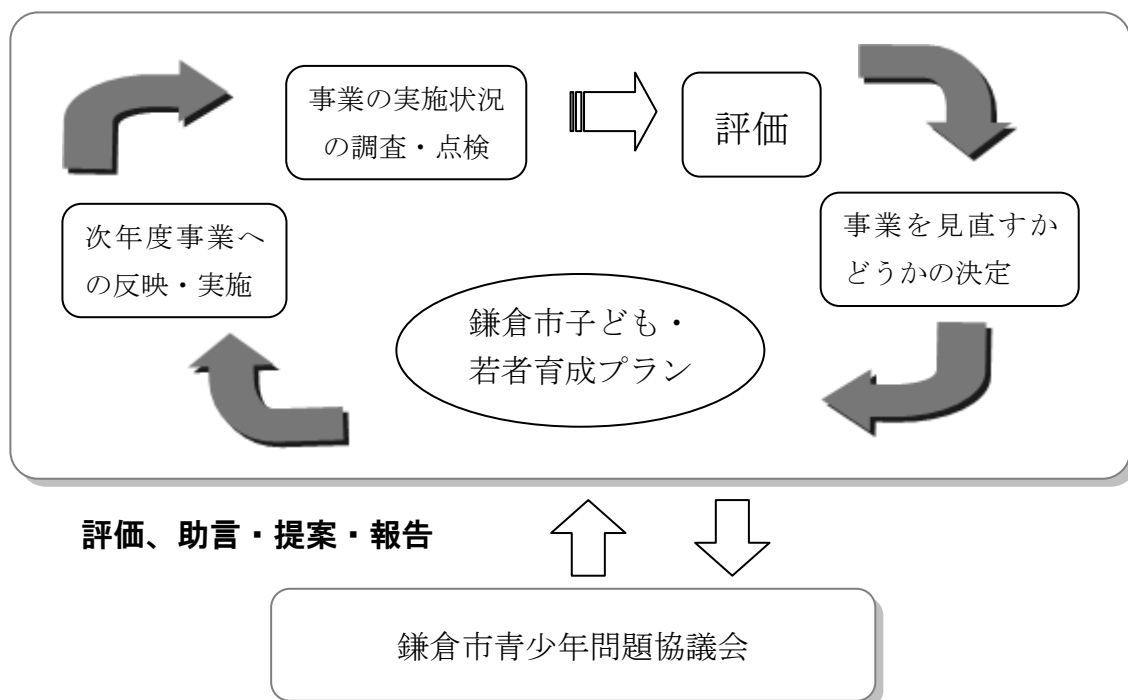
※SNS：SNSは、ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことです。

出典：総務省「国民のための情報セキュリティサイト」

3 推進体制と進行管理

鎌倉市子ども・若者育成プランの推進及び進行管理については、毎年度、計画の進捗状況进行评估し、改善に繋がります。

評価にあたっては、鎌倉市青少年問題協議会に報告し、助言と提案を求めます。



第4章 鎌倉市子ども・若者育成プラン関係事業一覧

目標1 感動体験を通じて、豊かな人間性を育てよう

乳幼児期の愛情体験も非常に大切であるとともに、子どもの頃に豊かな自然や人とのふれあいなどを体験し、大きな感動や感銘を受けることは一生の財産となり、人間性豊かな大人へと成長することが期待できます。

このような感動体験が得られる野外活動や社会活動の推進と、内容の充実を図ります。

★新規事業

網かけは重点目標

NO.	事業名	内容	実施課等
1-1-1	こども里山一日体験(市民団体活動事業)	地域の大人たちとの交流を目的として「こども里山一日体験」を実施	特定非営利活動法人山崎・谷戸の会
1-1-2	青空自主保育(市民団体活動事業)	子どもが自然の中でのびのびと遊ぶことを目的に、保育者と当番の親が引率して鎌倉の海や山に出かける。	にこにこ会、なかよし会(就園前の子どもを持つ親)(2歳児から4歳児)、かぜのこ会(就園前の子どもを持つ親)(2歳児から4歳児)、やんちゃお(5・6歳児の親)、でんでんむし(1歳9か月から就学前)、なないろ(2歳児から4歳児までの未就学児)、あおぞら(年中から年長)
1-1-3	鎌倉てらこや事業(市民団体活動事業)	山・川・海・森林での自然体験や寺社・教会などでの生活体験などを通して、子どもたちには感動体験を培い、親たちには子どもたちとともに学び成長することで自立した良き大人になることを目指す。	特定非営利活動法人鎌倉てらこや
1-2-1	体験学習の推進	総合的な学習の時間での体験学習等	各小中学校
1-2-2	たてわりグループによる異学年とのかかわり	児童会活動、全校遠足等	各小学校
1-2-3	地域教育力の活用	職場体験、福祉体験	各小中学校
1-2-4	地域における学習交流事業の実施	地域の大人や高齢者が小学生を対象に「囲碁教室」「昔遊び教室」「グラウンドで運動する教室」等を指導する世代間交流事業を実施	教育総務課
1-2-5	国際理解講座の開催	国際交流や多文化共生について学ぶことを目的として高校生を対象とした国際理解講座を開催する。	文化人権推進課
1-2-6	学校での職業体験活動の推進	総合的な学習の時間での体験学習等	各中学校
1-2-7	としょかんいんになってみよう(一日図書館員)	市内在住又は通学の小学生を対象に夏休みの期間に開催する。カウンターでの貸出返却業務や、書架返却など図書館員の仕事を体験する。	中央図書館、各小学校
1-2-8	図書館での職場体験事業	市内中学校通学の中学生を対象にカウンターでの貸出返却業務や書架返却など図書館員の仕事を体験する。	中央図書館
1-3-1	個に応じた指導の充実	少人数指導、チームティーチング	各小中学校
1-3-2	少人数学級編制	小学校2年生について、1学級35人以下学級編制を実施するために非常勤講師を配置	教育指導課

NO.	事業名	内容	実施課等
1-3-3	読書活動の推進	朝の読書活動の推進、読書活動推進員・図書館専門員の配置	教育指導課
1-3-4	日本語指導協力者派遣	日本語の理解や学校生活に対応できていない帰国児童生徒、外国籍児童生徒に対する、日本語指導等の支援	教育指導課
1-3-5	道徳教育の充実	「相手の人格を尊重する」ことの教育他	各小中学校
1-3-6	国際社会への対応	外国人英語講師(ALT)を小・中学校へ派遣、小学校外国語活動の時間に英語活動サポーターを派遣	教育指導課
1-3-7	心の教育の推進・道徳教育の充実	各学校で年間指導計画に基づき実施 地域を題材にした道徳資料集「かまくらのほなし」「続かまくらのほなし」を発行 学校支援研修会にて、講師による道徳の模範授業を参観する研修会等を実施	教育指導課、教育センター
1-3-8	情報化社会への対応	教育用・校務用コンピュータ及び周辺機器の配置と整備 情報モラル等に関するコンピュータ研修会を実施	教育指導課、教育センター
1-3-9	性(命)の尊重、男女平等教育の充実	男女が正しく性を理解し尊重しあうこと、お互いが協力して家庭生活・社会生活を築くことについて啓発する。	文化人権推進課、保育課、教育指導課、教育センター
1-4-1	各種育成事業	子ども会支援、子ども向け講座、小中音楽会他、ブックスタート等	青少年課、教育指導課、中央図書館
1-4-2	学習情報の収集と提供	子どもを対象にした講座・教室などを掲載した生涯学習情報誌「鎌倉萌」を発行	教育総務課
1-4-3	図書館員の訪問サービス(子どもへの直接サービス)	小学校や地域の子育てサークル、社会福祉協議会主催の会、子どもの家等に訪問しておはなし会、ブックトークなどを行う。	保育課、青少年課、中央図書館、各小学校
1-4-4	図書館見学・調べ学習・キャリア相談	学校等が実施する施設見学、調べ学習、キャリア相談に対応する。	中央図書館、各小中学校、各高等学校
1-4-5	中学生・高校生向けイベントの充実	おすすめ本の紹介パネル作成等、参加型イベントの企画	中央図書館
1-4-6	子どもスポーツの充実	就学前の子どものスポーツへのきっかけづくりと指導を行う。	スポーツ課
1-4-7	企業とのパートナーシップ事業	徳洲会スポーツセンターの施設で徳洲会体操クラブのコーチによる「子どもの体操教室」の実施	スポーツ課
1-4-8	講師派遣指導の実施	職員が保育園等に出向き、遊びを通して体育指導を行う。	スポーツ課
1-4-9	青少年健全育成活動	青少年の健全な育成を図るため、風揚げ・キャンプなど様々な活動を行う。	青少年指導員連絡協議会
1-4-10	全国中学生人権作文コンテスト	法務省及び全国人権擁護委員連合会の主催で、次代を担う中学生が、人権尊重の重要性・必要性について理解を深め、豊かな人権感覚を身につけることを目的としている。	文化人権推進課
1-4-11	青少年健全育成推進街頭キャンペーン	市内県立高校と共催した鎌倉駅や大船駅周辺で非行防止・薬物追放等を訴えるキャンペーンの実施	青少年課

NO.	事業名	内容	実施課等
1-4-12	★他人を思いやることの大切さを学習する機会の提供	講演会等の開催(実施を検討)	青少年課
1-4-13	青少年会館自主事業	青少年会館を会場に、乳幼児とその保護者から中・高校生までを対象にして、リミックス、料理教室、ベビー・ヨガ、科学教室、習字教室、クラフト・ワークなど多様な講座を開催する。	青少年課
1-4-14	ふれあいフェスティバルの開催	障害のある人もない人もともにふれあうイベントを、毎年12月の障害者週間にあわせて開催する。	障害者福祉課
1-4-15	夏休み親子下水道教室の開催	下水道教室を開催し、下水道の仕組みや歴史、水質実験などを通して下水道事業への理解を深める。	浄化センター



平成27年7月18日 鎌倉青少年会館フェスティバル

目標2 人と人とのつながりの中で、社会の担い手となるための社会性と主体性を育てよう

グローバル化や情報化社会の進展のなか、自ら課題を見出し解決する力、知識・技能の更新のための生涯にわたる学習、他者や社会、自然や環境と共に生きる力が求められます。これら社会の担い手となる力の育成に努めます。

NO.	事業名	内容	実施課等
2-1-1	地域の中での子育て支援事業(市民団体活動事業)	地域における「心豊かな子育て、親育ち」を一人ひとりにできることでつなぎ、家族応援、支援の輪を広げる。	特定非営利活動法人かまくらキッズ・ママ
2-1-2	学校における食育の推進	学校の教育活動全体を通して行う健康教育の一環として、児童生徒に食に関する知識を与えるだけでなく、望ましい食習慣の形成に結びつく実践力を育成する。また、家庭や地域と連携し、食生活・栄養に関する正しい知識の普及に努める。	教育指導課、学務課
2-1-3	子育て支援行事等の開催(市民団体活動事業)	子育て中の母親のリフレッシュや交流を図り、自分を見つめ直す機会としての講座「かまくらママ'sカレッジ」を企画・運営する。「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに日頃、触れる機会のない工具や火などを使って遊ぶ「一日冒険遊び場」の実施。市との共催事業である「一日冒険遊び場」の常設化を進め、新たに梶原地区での「冒険遊び場」を実施予定。	かまくら子育て支援グループ懇談会
2-1-4	つどいの広場事業	子育て支援センターのない地域に、主に乳幼児(特に0～3歳)を持つ子育て中の親子の交流、つどいの場を提供する。	こどもみらい課
2-1-5	放課後子ども教室推進事業	稲村ヶ崎小学校、今泉小学校において、放課後や週末等に、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともにスポーツ活動・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施	教育総務課
2-1-6	子ども会館・子どもの家における健全育成	放課後児童健全育成事業としての子どもの家の運営と地域の子育て及び子どもの遊び場の拠点としての子ども会館の運営	青少年課
2-1-7	子育て親子講座事業(きらきらサロン)	子ども会館を会場に、主に乳幼児を持つ子育て中の親子を対象として、遊びや体験などの子育てに役立つ講座を開催する。地域の子育て親子の交流を広げる。	青少年課
2-2-1	地域での教育懇談(話)会	学校区での教育懇談(話)会を開催し、小中学校教員代表とPTA役員、青少年指導員等が地域と学校のあり方等を話し合う。	各小中学校(未実施校あり)
2-2-2	学校へ行こう週間	保護者や市民の方々が、学校を訪問し児童生徒の活動を参観できるように、「学校へ行こう週間」を設定する。	教育指導課、各小中学校
2-2-3	★ボランティア活動等地域での社会参加活動の推進	青少年に対するボランティア活動の情報提供(実施を検討)	青少年課
2-2-4	子ども会事業への支援	地域の子ども会組織への補助	青少年課
2-2-5	かまくら子ども議会の開催	鎌倉市内にある国立・公立・私立の各学校長が推薦する児童、生徒各2名による市議会の模擬体験(小・中学生を毎年交互に替えて実施)	教育指導課

NO.	事業名	内容	実施課等
2-2-6	★ボランティア活動や職業体験などにより、具体的に社会を知るプログラムの推進	様々な仕事を体験できるイベント等の検討(実施を検討)	青少年課、関係各課
2-2-7	★青少年が体験的に地域の社会活動に参加できる機会の提供	ボランティア協議会等を通じての青少年へのボランティア活動の斡旋(実施を検討)	青少年課、関係各課
2-2-8	★青少年ボランティアが活動しやすい環境の整備	一般市民への情報の提供と周知(実施を検討)	関係各課
2-2-9	家庭・地域の教育力活性化セミナー	家庭・地域の教育力を高めるために、子育てや教育に関すること等、様々なテーマの講演会を開催する。	教育総務課
2-3-1	環境教育の実施	市内保育園、幼稚園や小中学校の児童生徒を対象に、ごみの発生抑制及び減量、資源化のための啓発を行う。	資源循環課
2-3-2	子ども向け環境学習会やイベントの実施	事業者や保全団体の協力を得て、子ども向け環境学習会やイベントを開催する。	環境政策課
2-3-3	酸性雨調査の実施	観測調査の体験を通じて大気環境の実態を学習し、大気保全の重要性を意識する。	環境保全課
2-3-4	水生生物調査の実施	河川の水生生物調査を実施し、河川の汚濁状況を見る。	環境保全課
2-3-5	環境教育素材の提供	ライフステージごとの環境保全に関する取組や情報等、目標を達成するための取り組みについて、市広報、講座やSNSを通して情報提供を行います。	環境政策課
2-3-6	市職員等による出前講座の実施	市職員等が講師となり、環境出前講座を開催する。	環境政策課
2-3-7	環境教育アドバイザーの派遣	環境教育アドバイザー派遣制度により、環境教育アドバイザーを派遣する。	環境政策課
2-3-8	環境教育の推進	鎌倉市環境教育行動計画を推進する。	環境政策課、関係各課
2-4-1	青少年指導員の育成支援	青少年指導員の資質の向上を目指した研修等の開催	青少年課
2-4-2	青少年活動のリーダー講習会	ジュニアリーダーの資質の向上を目指した研修等の開催	青少年課
2-4-3	てらハウス事業(市民団体活動事業)	商業ビルの空き店舗に、子ども・保護者・学生ボランティア・地域ボランティアが集い“本気”で学び、遊び、語り合う居場所を作る。そのようにして過ごす時間から子ども自身が「やりたい」と思うことを発見し、スタッフの力添えを得ながら自分の力で実現することを目指す。	特定非営利活動法人鎌倉てらこや
2-4-4	★青少年の自主的活動グループの育成と一般の青少年との連帯の強化	一般青少年へのジュニアリーダー活動の紹介・周知とふれあいの場の設置(実施を検討)	青少年課
2-5-1	小学生と保育園児・幼稚園児の交流	小学校への訪問 総合的な学習の時間や体験学習や家庭科の授業等各小学校に、幼保小交流担当者を配置し、幼稚園、保育園、小学校の交流を推進	保育課、教育センター、各小学校
2-5-2	中学生・高校生と保育園児・幼稚園児の交流	職業体験の受入れ	保育課、各中学校、各高等学校(一部未実施あり)

NO.	事業名	内容	実施課等
2-5-3	青少年理解の推進、異世代間の対話・交流の促進	懇談会開催の検討、ジュニアリーダーと青少年指導員が連携したイベントの開催(拡大を検討)	青少年課
2-5-4	世代間交流	保育園児や小学生による小学校、障害者施設、老人ホームへの訪問	保育課、青少年課、各小学校
2-6-1	親に対する思春期理解への支援	思春期講演会等	市民健康課、教育指導課
2-6-2	思春期の児童生徒理解に関する研修会の充実	学校支援研修会(児童生徒理解研修会)の実施	教育センター
2-6-3	学校における思春期教育の充実	保健の授業や学級指導等を通して、思春期教育の充実を図る。	各小中学校
2-7-1	★若者たちが育ち合う場の創設	青少年会館をはじめとした公的施設での青少年が気軽に集える居場所づくり(実施を検討)	関係各課



平成27年12月12日 ワークショップ 玉縄青少年会館

目標3 鎌倉の自然・歴史・文化とかわりながら、鎌倉を愛する心を育てよう

素晴らしい環境の鎌倉で育ったことへ誇りを持つことは、自信を持って社会に出る際の助けになるでしょう。そのためには、まず鎌倉の自然・歴史・文化を知ることが必要です。

郷土鎌倉を知るために、「かまくら子ども風土記」も活用し、学校の授業でも郷土を知るための時間を設けていきます。

また、まちづくりにおける子ども・若者の参加を盛んにすることも必要です。これら子ども・若者のまちづくりへの参画を進める施策の推進を図り、郷土・鎌倉を愛する心の育成に努めます。

NO.	事業名	内容	実施課等
3-1-1	鎌倉の自然を活かした世代間交流	材木座地区社会福祉協議会の高齢者が見守り、材木座海岸で子どもの基礎体力づくり「砂浜でかけっ子」を実施	スポーツ課
3-1-2	遊びを通して運動のきっかけづくり	鎌倉中央公園で四季折々の自然を感じながら、基礎体力づくり「山野でかけっ子」を実施	スポーツ課
3-1-3	鎌倉の歴史や自然を活かしたスポーツの活性化	武道一日体験教室やマリンスポーツ体験教室等を行う。	スポーツ課
3-1-4	親子景観セミナー	子どもたちとその保護者を対象に、鎌倉らしい景観をつくり出している風景や建物等を講師の説明を聞きながら見学する。	都市景観課
3-1-5	景観出前講座	学校や団体等を対象に、良好な景観やまちづくりを進めるために、出前講座を実施する。	都市景観課
3-2-1	かまくら子ども風土記	鎌倉の歴史・地理・文化・産業や寺社の縁起、地域の伝説等をまとめた「かまくら子ども風土記」を発行	教育センター
3-2-2	中学生世界遺産作文コンクール	市内中学生を対象とした世界遺産に関する作文コンクールの実施	青少年課、 青少年指導員連絡協議会
3-2-3	緑のレンジャー(ジュニア)の育成	自然の生きものや草花と触れ合うことで、自然に対する意識の高い緑のレンジャー(ジュニア)を育成する。	みどり課
3-2-4	緑のポスターコンクール	緑化意識の高揚の一環として、小学4～6年生及び中学生を対象に、緑に関するポスターコンクールを実施する。	みどり課
3-2-5	理科・社会科の学習資料による郷土学習	「かまくら」「私たちの鎌倉」「鎌倉の自然」を学習資料とした鎌倉市の地理・社会現象・文化・歴史の学習	教育センター、各小中学校
3-2-6	鎌倉の歴史・文化を学習し、鎌倉への愛着と誇りを醸成する機会の提供	かまくら子ども風土記、体験学習、青少年会館自主講座、鎌倉郷土芸能大会、鎌倉市遺跡調査速報展	青少年課、教育センター、 文化財課、各小中学校
3-2-7	まちの美化を考えるポスター作品コンクールの実施	市内中学生を対象としたまちの美化に関するポスター作品コンクールの実施	環境保全課
3-2-8	緑のレンジャー(シニア)の育成	市民との連携推進の一環として、豊かな丘陵の樹林地を管理する緑のレンジャー(シニア)を育成する。	みどり課
3-2-9	緑の学校の実施	緑の知識の普及の一環として緑の学校を実施する。	みどり課
3-2-10	緑化まつりの開催	緑を含む環境意識の高揚に向けたイベント事業として、鎌倉市緑化まつりを開催する。	みどり課

目標4 子どもと共に、大人も成長しよう

子ども・若者が、大人たちの行動を真似るのは自然なことです。大人は、常に子どもたちの視線を意識し、手本となるよう行動しなければなりません。大人が、常に自らの行動を考え、意識を改革していくよう、啓発施策の推進を図ります。

NO.	事業名	内容	実施課等
4-1-1	児童虐待防止の啓発	広報紙、ホームページにより、児童虐待に関する窓口としてこどもと家庭の相談室を周知する。 イベント等に参加し、児童虐待防止を啓発する。 関係機関の会議等に出席し、児童虐待防止の啓発と早期発見の対応を依頼する。	こども相談課
4-1-2	児童虐待の未然防止策の充実	こどもと家庭の相談室及び子育て支援センター等による育児相談の充実及び養育支援訪問事業の実施により安定した養育環境を作り、未然防止を図る。	こども相談課
4-1-3	児童虐待防止ネットワーク組織の充実	福祉・保健・医療・教育・警察など児童に関わる関係機関による要保護児童対策地域協議会を中心に、子どもや家族への援助の方法や対策を協議し、連携と対応を図る。	こども相談課
4-1-4	虐待の早期発見と予防	乳児家庭全戸訪問事業及びハイリスク妊婦も含めた養育支援訪問事業等の実施	市民健康課
4-1-5	子育て支援講座の開催	養育力を高め、子育てに対する不安感、負担感を軽減することを目的として、子育て支援講座を開講する。	こども相談課
4-2-1	家庭・地域の教育力活性化セミナー	家庭・地域の教育力を高めるために、子育てや教育に関すること等、様々なテーマの講演会を開催する。	教育総務課
4-2-2	★大人自身の意識改革に向けた啓発活動の推進	大人自身の意識改革を進めるための講座や討論会等の開催(実施を検討)	青少年課
4-2-3	★青少年を支える大人たちの地域活動への支援	青少年指導員等の青少年育成団体との連携の強化と支援策の充実(実施を検討)	青少年課
4-2-4	発達障害の市民への啓発	子どもの発達・発育に対する理解と意識の向上を図るため、研修会や講演会の開催などを通し、市民への理解・啓発に努める。	発達支援室

目標5 気軽に相談でき、支援を受けられ、安全安心に暮らせるまちにしよう

不登校やひきこもりの状態の子ども・若者のため、気軽に立ち寄れて専門的な相談や支援も受けられる場の充実が必要です。

高校を中退し、行き場を失っている子ども・若者のため、自由に過ごすことが出来る場所や、地域とのつながりをより強く実感できる取組みが必要です。安全安心に暮らせることも含め、これらの施策の推進を図ります。

NO.	事業名	内容	実施課等
5-1-1	相談ポスト	相談ポストを各小中学校に設置し、児童・生徒の悩み等に対応できる体制づくりに努める。	各小中学校
5-1-2	校内における教育相談	児童生徒又はその保護者などからの相談を受け、望ましいあり方について指導・助言	各小中学校
5-1-3	学校支援研修会	各学校の希望に対応し、児童・生徒の課題を解決するための研修会を実施	教育センター
5-1-4	心のふれあい相談員	各小中学校に配置しており、いじめや不登校の早期発見や悩みをもつ児童の相談に応じる。	教育センター
5-1-5	スクールカウンセラーによる相談	各中学校に配置されているスクールカウンセラー(県事業)が、中学校区の小学校の相談も受ける。	教育センター
5-1-6	わたしの提案(子ども版)の設置	青少年会館及び子ども会館、市内小中学校等における市長への手紙の設置	市民相談課、青少年課、こどもみらい課、各小中学校
5-1-7	子どもの相談機関紹介カードの配布	「いじめ」「虐待」「学校のトラブル」で悩んでいる子どもへ相談機関を紹介するカードを配布する。	文化人権推進課
5-1-8	子どもの人権相談	横浜地方法務局にて、専用電話を設置して相談に応じる。 SOSミニレターを小中学校に配布する。	横浜地方法務局
5-1-9	教育相談事業の充実	教育相談員、メンタルフレンドの配置の充実。 教育支援教室「ひだまり」の運営	教育センター
5-1-10	こどもと家庭の相談室の充実	誰でも気軽に相談できるように第1・3水曜日20時までの夜間や月1回土曜日にも相談窓口を開設し、相談体制の充実を図る。	こども相談課
5-1-11	相談体制の推進	特別な支援を必要とする子どもとその家族を対象に、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理士・小児神経科医師・児童指導員・保育士などが関係機関と連携を図りながら相談・支援を実施する。	発達支援室
5-1-12	特別な支援を必要とする児童生徒の就学相談	特別な配慮を必要とする児童の特性等を把握することに努め、教育的ニーズにあった就学先を決められるように相談を行う。	教育指導課
5-1-13	開かれた相談体制の充実	年度当初、国公立小中学校保護者全員、市内私立学校、幼稚園、保育園などに相談室チラシを配布し周知 市立小中学校全教員に相談体制・内容についてのチラシを配布し周知	教育センター

NO.	事業名	内容	実施課等
5-1-14	医療・福祉などの専門家による不登校・いじめ相談の充実	保健福祉事務所、児童相談所、県立特別支援学校地域支援担当等との連携 心理専門の教育相談の実施、及び精神科医師・心理スーパーバイザーを配置 またスクールソーシャルワーカー（県市事業）の派遣、いじめ相談ダイヤルの設置	教育指導課、教育センター
5-1-15	巡回相談事業	保育園や幼稚園の依頼により、各機関を訪問し、子どもの言語発達、運動発達、社会性の発達などに関する相談、助言を行う。	発達支援室
5-2-1	学級支援員	特別な支援を必要とする児童生徒の安全確保のため、必要な場面に派遣	教育指導課
5-2-2	各種補助員・学級介助員の派遣	通常学級における車椅子使用児童や難病の児童生徒の安全確保、特別支援学級での支援のために配置	教育指導課
5-2-3	民生委員・児童委員事業	主任児童委員を中心に、地域で気になる家庭への見守りや、子育てサロンの開催、身近な相談相手として各種行政機関等へのパイプ役を担う。	生活福祉課
5-2-4	就学援助事業	経済的理由により就学困難な市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者に対して、学用品費、給食費などの就学援助を行う。	学務課
5-2-5	就学援助金	経済的理由により、高等学校等への就学が困難な生徒の保護者に対し、所定の要件を満たす者に就学援助金を支給する。	学務課
5-2-6	いじめや不登校対策の充実（居場所の確保も含む）	青少年会館をはじめとした公的施設での居場所づくりや、気軽に相談できる体制の充実 「不登校の予防と対応ハンドブック」を発行し、市立小中学校全教員、関連職員に配布 関連課、諸機関、特定非営利活動法人、民間団体、フリースクール等と連携し、対策の充実を図る。相談関連機関との連絡会の開催。	関係各課
5-2-7	特別支援学級	特別支援学級で、個々の障害や特性に応じた教育を行う。	教育指導課
5-2-8	不登校・ひきこもりの青少年の社会参加機会の拡大	特定非営利活動法人や民間団体、フリースクール等との連携	関係各課、関係各団体
5-2-9	ひとり親家庭等児童の大学進学支度金	ひとり親家庭の子どもが大学進学するに当たり、支度金を交付する。	こども相談課
5-2-10	遺児卒業祝金	遺児が中学校等を卒業するに当たり、祝金を交付する。	こども相談課
5-2-11	求職カウンセリング事業	ニート・フリーター状態にある方を含めた就労希望者への個別相談を実施する。	産業振興課
5-2-12	★サポート機関との連携の充実	就労に悩みを持つ者の相談施設としての若者サポートステーションとの連携（実施を検討）	産業振興課、青少年課
5-2-13	公的施設での雇用拡大	障害者の自立とノーマライゼーション推進の観点から、障害者を対象とした採用試験を実施するなど公的施設での障害者の雇用促進に努める。また、職場体験実習なども行う。	職員課、障害者福祉課
5-2-14	障害者雇用連絡会	藤沢ハローワーク・横須賀就労援助センター主催で、障害者雇用の促進について情報共有・交換を図っている。	障害者福祉課、職業安定所、就労援助センター

NO.	事業名	内容	実施課等
5-2-15	障害児の子どもの家への受け入れ	医師の看護や治療行為が常に必要な児童を除いた障害のある児童を子どもの家へ受け入れる。	青少年課
5-2-16	5歳児すこやか相談	発達障害を含む特別な支援が必要な子どもの早期発見と支援を目的とする「5歳児すこやか相談」を実施する。	発達支援室
5-2-17	発達支援システムネットワークの推進	関係各課及び機関を横断的に組織化し、市内に居住する発達障害を含む特別な支援を必要とする子どもとその家族に対し、ライフステージに対応する一貫した継続的支援を実施する。	発達支援室
5-2-18	発達支援指導	言語機能、運動発達、知的発達などに支援が必要な子どもに対する言語指導、リハビリ指導、発達指導の充実に努める。	発達支援室
5-2-19	障害児放課後・余暇支援	障害のある子どもがいる家族の一時的介護負担軽減と、障害のある子どもが放課後等の活動を行う事業の充実に努める。	発達支援室
5-2-20	あおぞら園児童発達支援	発達(知的発達や運動発達)につまづきのある、概ね2歳からの幼児を対象に、集団生活や遊びを通して、基本的な生活習慣や情緒、社会性等の発達を援助するとともに、保護者に対しても必要な支援を行う。	発達支援室
5-2-21	ニート・フリーターへの正職員を中心とした就労情報の充実	ニート・フリーター状態にある方を含めた就労希望者への求人情報(ハローワーク藤沢作成)を提供する。	産業振興課
5-2-22	障害者雇用奨励金制度	障害者を雇用する事業主に対し、奨励金を支給している。(一定条件あり)	障害者福祉課
5-3-1	学校警備員の配置	児童の登下校時の安全確保と校内への不審者の侵入を未然に防ぐため、市立小学校16校に学校警備員を配置する。	学校施設課
5-3-2	普通救命講習	子ども会館・子どもの家の支援員等に対して、AEDの操作も含めた普通救命講習を実施する。	鎌倉消防署、大船消防署
5-3-3	児童安全指導(旧CAP事業)	全小学校1・2年生を対象に子どもへの暴力防止のための安全指導を実施する。	教育指導課
5-3-4	交通安全教室の充実	子どもを交通事故から守るために、交通安全に関する講話、道路の正しい歩き方教室、自転車の安全な乗り方等の交通安全教育を実施し、基本的なルールの習得を図る。	市民安全課
5-3-5	地域巡回パトロール	青色回転灯付きパトロールカーにより、子育て支援施設を中心に、その周辺地域のパトロールを行う。	市民安全課
5-3-6	関係機関、団体との協議会設立	定期的な情報の共有化、防犯対策の協議等を行うため、市民、防犯関係団体、企業、学校、幼稚園、PTAなどで構成する協議会を設置する。	市民安全課
5-3-7	防犯体制の充実	防犯アドバイザーを設置する。また、地域・学校・高齢者施設等において防犯アドバイザーによる防犯講習会等を開催する。	市民安全課
5-3-8	保護者と地域の連携による防犯活動の推進	保護者や地域、学校、警察などが連携し、「子ども110番の家の設置」や「パトロール活動」を行うなど、防犯活動を推進する。	市民安全課、教育指導課
5-3-9	防犯教室の開催	子ども関連施設において、不審者侵入を想定した防犯教室や避難訓練を実施する。	市民安全課、保育課、青少年課、教育指導課

NO.	事業名	内容	実施課等
5-3-10	スクールゾーンの安全対策	スクールゾーン・通学路の交通安全対策を図るために設立し、交通管理者(警察)、道路管理者(県・市)、教育関係者等の関係機関で組織されている鎌倉市スクールゾーン等交通安全対策協議会での検討を基に、効果的かつ効率的な交通安全対策を推進する。	市民安全課
5-4-1	学校と警察の連携の強化	児童生徒の非行化防止、健全育成を図る警察と連携した「学校・警察連絡協議会(学警連)」を組織	教育指導課
5-4-2	青少年育成街頭指導	青少年を健全に育成するための指導員による街頭のパトロール	青少年課
5-4-3	有害環境調査の実施	コンビニ等における有害図書の陳列調査やカラオケ店等に対する施設の調査	青少年課
5-4-4	携帯電話・インターネットの弊害を防止するルールの作成	青少年の携帯電話は原則としてフィルタリングを解除できない。事業者は、理由書の提出がなければフィルタリングを解除できない。	青少年課、県(条例改正)
5-4-5	青少年をねらう犯罪への対策の推進	個室性が強く、青少年に有害な営業を行っている店舗を、知事が有害な店舗として指定し、青少年を立ち入らせたり、客に接する業務に従事させたりできないよう規制する。	青少年課、県(条例改正)
5-5-1	子どもの権利の尊重	子どもの権利条約の批准国であることを踏まえ、子どもの権利の尊重の重要性を認識したうえで、の施策の実施	関係各課
5-5-2	子どもの権利条約の周知	子どもの人権の擁護を進めるために「子どもの権利条約」の周知・啓発を図る。	文化人権推進課、教育指導課
5-6-1	安全で快適な学校教育環境の整備	学校施設整備計画の内容に沿った事業を推進	学校施設課
5-6-2	余裕教室の活用	現在、児童・生徒数の増加により開放可能な教室がないため、今後の状況を見ながら検討する。	学校施設課
5-6-3	公園・緑地の整備促進	自然環境の保全、活用を基調に、健康づくり、ふれあいや憩いの場づくりとして、公園・緑地を整備・充実する。	公園課
5-6-4	街区公園等の設置	子どもたちが、戸外でのびのびと運動や遊びができるよう、街区公園、児童公園等の身近な場所への設置に向けて取り組む。	公園課

第5章 資料編

1 鎌倉市青少年問題協議会条例

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、鎌倉市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長及び市内の関係行政機関に対し意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 青少年の育成に関係を有する団体の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市教育委員会委員
- (5) 市社会教育委員
- (6) 市スポーツ推進審議会委員
- (7) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(特別委員)

第5条 協議会において、特別の事項を調査審議するために必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、第3条第2項第1号から第3号までに掲げる者のうちから市長が委嘱する。この場合において、前条第3項の規定を準用する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年3月31日条例7）

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年3月1日条例1）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年12月15日条例10）

この条例中第1条の改正規定（「基き」を「基づき」に改める部分を除く。）は平成13年1月6日から、その他の規定は公布の日から施行する。

付 則（平成20年12月22日条例12）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月31日条例30）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（委員の任期に関する特例）
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第3条第3項第2号及び第3号の規定により委嘱されている委員及び施行日以後最初に委嘱される委員の任期は、改正後の第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成28年7月31日までとする。

付 則（平成27年3月26日条例47）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 6 施行日において旧教育長が在職する場合には、経過措置期間に限り、第5条の規定による改正後の鎌倉市青少年問題協議会条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の鎌倉市青少年問題協議会条例の規定は、なおその効力を有する。

2 鎌倉市子ども・若者育成プラン関係委員名簿

鎌倉市青少年問題協議会委員

氏名	所属等
齋藤 彰 (H26. 4. 30～現在)	鎌倉市民生委員児童委員協議会会長
新倉 清隆 (H25. 7. 11～H27. 7. 17)	鎌倉市PTA連絡協議会会長
黒沢 全匡 (H27. 7. 17～現在)	鎌倉市PTA連絡協議会会長
下山 浩子 (H26. 4. 30～現在)	◎鎌倉市青少年指導員連絡協議会会長
梅澤 淑弼 (H24. 6. 25～現在)	鎌倉市社会福祉協議会会長
高木 秀明 (H26. 4. 30～現在)	○横浜国立大学教育人間科学部教授
伊藤 守 (H26. 9. 19～H27. 9. 14)	鎌倉警察署長
山口 光男 (H27. 9. 14～現在)	鎌倉警察署長
綿引 緑 (H26. 4. 30～H27. 9. 14)	大船警察署長
阿部 眞二 (H27. 9. 14～現在)	大船警察署長

◎ 会長 ○ 副会長

氏名	所属等
中村 正裕 (H26. 4. 30～H27. 7. 17)	鎌倉市小学校長会代表 (市立関谷小学校校長)
大橋正一郎 (H27. 7. 17～現在)	鎌倉市小学校長会代表 (市立植木小学校校長)
秋山 定明 (H24. 6. 25～H27. 7. 17)	鎌倉市中学校長会代表 (市立深沢中学校校長)
大平 敦 (H27. 7. 17～現在)	鎌倉市中学校長会代表 (市立玉縄中学校校長)
山田 理絵 (H25. 3. 11～H27. 7. 17)	鎌倉市教育委員会委員長
下平久美子 (H27. 7. 17～現在)	鎌倉市教育委員会委員長
蛭田 道春 (H24. 6. 1～現在)	鎌倉市社会教育委員会議 議長
山口 宇宙 (H24. 6. 1～現在)	鎌倉市スポーツ推進審議 会副会長
小林 正子 (H26. 4. 30～現在)	市民
岩城 善広 (H26. 4. 30～H27. 7. 17)	市民
小田扶抄江 (H27. 4. 1～現在)	市民

鎌倉市子ども・若者育成プラン推進・策定部会委員

氏名	所属等
高木 秀明 (H26. 4. 30～現在)	◎横浜国立大学教育人間科学部教授
大平 敦 (H27. 7. 17～現在)	鎌倉市中学校長会代表
小田扶抄江 (H27. 4. 1～現在)	市民
小林 正子 (H26. 4. 30～現在)	市民
上江洲 慎 (H26. 4. 30～現在)	○特定非営利活動法人「鎌倉てらこや」理事長
柏木 隆良 (H26. 4. 30～H27. 7. 17)	神奈川県立鎌倉高等学校校長 (神奈川県立学校長会議鎌倉湘南地区代表)
宍戸 章子 (H27. 7. 17～現在)	神奈川県立深沢高等学校校長 (神奈川県立学校長会議鎌倉湘南地区代表)

◎ 部会長 ○ 副部会長

氏名	所属等
小林 献 (H26. 4. 30～現在)	湘南・横浜若者サポートステーション施設長
税所由紀子 (H26. 4. 30～現在)	鎌倉市民生委員児童委員協議会 (主任児童委員)
滝田 衛 (H26. 4. 30～現在)	特定非営利活動法人アンガージュマン・よこすか理事
清水 隆之 (H26. 4. 30～現在)	鎌倉市青少年協会理事
新嶋 光晴 (H26. 4. 30～現在)	特定非営利活動法人チャレンジスポーツクラブ理事長
小島 信行 (H26. 4. 30～現在)	鎌倉市青少年指導員連絡協議会副会長
久田 邦明 (H26. 4. 30～現在)	神奈川大学講師 (社会教育学)

3 鎌倉市青少年問題協議会／鎌倉市子ども・若者育成プラン推進・策定部会の経過

年月日	協議会・部会等協議内容等
平成 26 年 4 月 30 日	平成 26 年度 第 1 回青少年問題協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱 ・会長、副会長の選任 ・諮問 次期子ども・若者育成プランの策定について ・鎌倉市青少年問題協議会条例の改正について ・次期子ども・若者育成プランの策定について
平成 26 年 5 月 29 日	平成 26 年度 第 1 回子ども・若者育成プラン推進・策定部会 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者育成プランの進め方について ・現行プランの進め方について ・次期子ども・若者育成プランの策定について ・スケジュールについて
平成 26 年 6 月 21 日	平成 26 年度 第 1 回子ども・若者育成プラン推進・策定部会ワーキング <ul style="list-style-type: none"> ・各ワーキングの検討項目とメンバーについて ・次期プランに向けての確認 <ul style="list-style-type: none"> ア 目的、基本理念、目標は踏襲 イ 特に重要な取り組みについて検討…行政関連事業も含めて ウ 次期プランは特に重要な取り組みを見直し、充実させたものとしていく ・スケジュールの確認 ・検討項目についての意見交換
平成 26 年 8 月 24 日	平成 26 年度 第 2 回子ども・若者育成プラン推進・策定部会ワーキング <ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要とする若者たちの課題について ・支援の推進について ・留意したい子どもたちについて ・タノシーモについて
平成 26 年 9 月 29 日	平成 26 年度 第 2 回青少年問題協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度青少年育成施策の取組について ・鎌倉警察署・大船警察署管内における少年非行概要について ・子ども・若者育成プランの進捗状況について
平成 26 年 10 月 18 日	平成 26 年度 第 3 回子ども・若者育成プラン推進・策定部会ワーキング <ul style="list-style-type: none"> ・次期子ども・若者育成プラン策定にあたっての若者意見の聴取について ・新旧青少年団体の連携について
平成 27 年 1 月 28 日	平成 26 年度 第 2 回子ども・若者育成プラン推進・策定部会 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者育成プランの取組み～若者の社会参画について～ ・次期子ども・若者育成プランの策定について
平成 27 年 8 月 3 日	平成 27 年度 第 1 回子ども・若者育成プラン推進・策定部会 <ul style="list-style-type: none"> ・スケジュールについて ・次期子ども・若者育成プランの策定について
平成 27 年 8 月 22 日	平成 27 年度 第 1 回子ども・若者育成プラン推進・策定部会ワーキング <ul style="list-style-type: none"> ・ワーキングの協議内容について ・検討項目についての意見交換 ・スケジュールについて

年月日	協議会・部会等協議内容等
平成 27 年 9 月 5 日	平成 27 年度 第 2 回子ども・若者育成プラン推進・策定部会ワーキング <ul style="list-style-type: none"> ・ワーキングの協議内容について ・子ども・若者による社会参画の推進 ・検討項目についての意見交換
平成 27 年 9 月 12 日	平成 27 年度 第 3 回子ども・若者育成プラン推進・策定部会ワーキング <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の居場所づくり ・3つの重点目標まとめ
平成 27 年 10 月 28 日	平成 27 年度 第 1 回青少年問題協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度青少年育成施策の取組について ・鎌倉警察署・大船警察署管内における少年非行概要について ・「次期子ども・若者育成プラン」の素案について
平成 27 年 12 月 12 日	子ども・若者育成プラン策定のためのワークショップ
平成 28 年 1 月 27 日	平成 27 年度 第 2 回子ども・若者育成プラン推進・策定部会 <ul style="list-style-type: none"> ・次期「子ども・若者育成プラン」パブコメ結果等について ・次期「子ども・若者育成プラン」の策定について
平成 28 年 3 月 28 日	平成 27 年度 第 2 回青少年問題協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・次期「子ども・若者育成プラン」について ・答申 次期子ども・若者育成プランの策定について

*実施回数の内訳は平成 26 年度 7 回、平成 27 年度 8 回（ワークショップ含む）開催した。

4 子ども・若者育成支援推進法の概要

(平成二十一年七月八日法律第七十一号)

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 子ども・若者育成支援施策（第七条—第十四条）

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援
（第十五条—第二十五条）

第四章 子ども・若者育成支援推進本部（第二十六条—第三十三条）

第五章 罰則（第三十四条）

附則抄

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。

六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

（子ども・若者育成支援施策の基本）

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（子ども・若者育成支援推進大綱）

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

- 三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
- 五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
- 六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- 七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であつて、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
 - 二 医療及び療養を受けることを助けること。
 - 三 生活環境を改善すること。
 - 四 修学又は就業を助けること。
 - 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。
- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

（設置）

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務等）

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

（組織）

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

（子ども・若者育成支援推進本部長）

第二十九条 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（子ども・若者育成支援推進副本部長）

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 総務大臣

三 法務大臣

四 文部科学大臣

五 厚生労働大臣

六 経済産業大臣

七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 「若年層の就労や社会参加の支援策に関する実態調査」概要

(ひきこもりに関する実態調査)

(1) 調査目的

本市における若年層のひきこもり者の実態及び傾向を把握し、若年層の就労や社会参加を支援するための基礎資料とすることを目的とする。

(2) 調査項目

調査項目は下表のとおりである。

○基本的属性について	○学校・就労に関することについて
○現在の生活状況や課題について	○行政や地域の相談窓口・支援体制について
○現在の状況になるまでの経緯について	○居場所・地域との関係について

(3) 調査対象

湘南・横浜若者サポートステーション*利用者(満15歳から満39歳の者)のうちご協力頂けた11名(うち本市在住者6名)。

なお、本市在住者で当該施設利用者は数名程度であることから、参考のために近隣市の利用者にも調査を行った。また、当該施設利用者は全員がひきこもり経験者ではなく、何らかの理由で就労に対して悩みをもち通っている方もいるが、「若年層の就労や社会参加の支援」という点においては、同様であることからヒアリングの対象に含んでいる。

(4) 調査時期

平成27年10月から11月までの2か月間

(5) 調査方法

湘南・横浜若者サポートステーションのスタッフによる対面式ヒアリング(市職員は同席し記録作成を行った。)

(6) 調査結果

①基本的属性について

- 居住地：市内(6名)、横浜市(2名)、藤沢市(1名)、茅ヶ崎市(2名)
- 性別：男性(9名)、女性(2名)
- 年齢：20歳～24歳(4名)、25歳～29歳(4名)、30歳～34歳(2名)
35歳～39歳(1名)

②現在の生活状況や課題について

- 家族との関係は良好である人が多い。
- 現在の暮らし向きは普通・中程度であり、親の収入で生活しているなど、特に困っていないとする意見が多く見られた。
- 普段自宅では、インターネット、ゲーム、読書などを行っている。
- 湘南・横浜若者サポートステーションに通う以外では、ボランティア活

動や趣味、買物のために外出している。

③現在の状況になるまでの経緯について

- 現在の状況（ひきこもり）になったきっかけは、大きく「学校きっかけグループ」と「仕事きっかけグループ」の2つに分けられる。
- 「学校きっかけグループ」は、小・中学校時代の義務教育期間や高校時代のいじめや不登校、また先生との折り合いの悪さが原因で休み癖、あるいはひきこもり状態になっているケースが見られた。
- 「仕事きっかけグループ」は、人付き合いや文章作成・面接等での自己アピールに対して苦手意識があることから、就職説明会に参加し、履歴書を送り、面接を受けるといった一般的な就職ルートに乗れずにいるケースが多く見られた。
- 正規・非正規問わず、一度就職をしたが、職場での人間関係に悩み、辞職あるいは退職を勧められたケースが見られた。
- 各々が経験した困難に対して、周囲に相談することができずに一人で抱え込んでいた人が多く、気軽に立寄り相談できる場所があれば良かったとする意見が多く見られた。

④学校・就労に関することについて

- 小学校・中学校・高校の間に、いじめ（3名）、不登校（3名）、精神的な病気（4名）を経験している。
- ヒアリング対象者は全員成人していることから、多くが就職希望であったが、中には、自分のキャリアアップのために専門学校への進学を目指して準備をしている人も見られた。一方で、生活できるのであれば現状のままで良いとする意見も見られた。
- 人付き合いに対して苦手意識が強いため、単純作業や軽作業等の仕事から始めたいとする意見が多く見られた。
- 電話のように相手の顔が見えない中での会話が苦手であるため、日雇いの派遣等ネット登録以外の就職活動をしたことがない人が見られた。
- 履歴書の空白期間を説明することが難しいことから就職活動に不安を抱いていたり、勇気を出してハローワークに行ったりしても自分は何がしたいのか、自分の何を仕事に生かせるのかが分からず、途中で自信をなくしてしまう人が見られた。
- 様々な就労体験をし、自分に合った職に就きたいとする意見が見られた。

⑤行政や地域の相談窓口・支援体制について

- 就職活動のノウハウ（自己PR、履歴書作成、電話、面接対応など）に関する支援を求める意見が多く見られた。
- 相談機関とハローワークの連携による連続性のある就職支援を求める声が見られた。

- 一般的な就職ルートではなく、ボランティア、インターン等で色々な職業体験を試しながら就職までステップアップしていける環境を求める声が見られた。
- 就労に関する相談をするにあたり、行政に相談するという発想をもっていなかった人が多く、市に自立や就労支援に関する窓口を設置することや若者向けの情報発信が必要との意見が多く見られた。
- 相談したくてもどこに行けば良いか分からなかったため、湘南・横浜若者サポートステーションのような場所をもっとPRしてほしいといった意見が見られた。

⑥居場所・地域との関係について

- 自宅が一番心地よいと感じている人が多く見られた。
- 自宅以外では、同年代で交流できる場所やコミュニティカフェのように特に具体的な目的がなくても、気軽に誰かと話ができる場所に居心地の良さを感じるとする意見や静かで情報がたくさんある図書館は居心地が良いとする意見が見られた。
- 自分の状況や悩みを打ち明けられる場所や職業訓練・クラブ活動など体を動かせる場所を求める意見が見られた。

(7) まとめ

ヒアリング調査からわかったことは以下の3点である。

- 義務教育期間からの弾力的かつ連続的なサポート体制の必要性
- 自宅以外の「居場所」づくりの必要性
- 社会参画を促す多様な受け皿となる「就労体験の場」の開拓の必要性

※湘南・横浜若者サポートステーションとは、働くことや自立に不安を抱えていたり、悩みを持っていたりする方のための相談室である。運営団体である株式会社K2インターナショナルジャパンは不登校や引きこもりなど、社会に出ることに不安を感じている若者の支援をしてきた団体であり、経験と実績に基づいた相談支援と独自の就労の場づくりを行っている。

鎌倉市 子ども・若者育成プラン（改訂版）

発行年月：平成28年3月

発行：鎌倉市

〒248-8686 鎌倉市御成町18-10

電話 0467-23-3000（内線2464）